

平成18年度
包括外部監査の結果報告書

下水道事業における事務の執行及び
事業の管理について

八王子市包括外部監査人

公認会計士 田中 正仁

目 次

第1． 包括外部監査の概要-----	1
1． 外部監査の種類	1
2． 選定した特定の事件（テーマ）	1
3． 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4． 外部監査の対象部門	1
5． 外部監査の対象期間	2
6． 外部監査の実施期間	2
7． 外部監査の方法	2
8． 外部監査の補助者	3
第2． 下水道事業の概要-----	4
1． 八王子市下水道事業の概要について	4
2． 類似団体比較（決算統計データ等比較）について	13
第3． 外部監査の結果及び意見-----	21
1． 下水道事業の経営状況について	21
（1）経営状況に対する監査の概要	21
（2）財務の視点からの経営評価について	21
歳入歳出決算書と公営企業決算統計との関係について	21
発生主義会計の導入について	23
発生主義会計の手法の活用に向けて	25
総務省基準モデルによる財務諸表の試作 について	26
下水道使用料の徴収業務の経費負担について	34
流域下水道事業への維持管理負担金の支出について	38
受益者負担金の収入未済の管理について	42
類似団体の財務データとの比較について	44
北野処理区の流域下水道事業への編入問題について	52
2． 下水道使用料の減免について	57
3． 下水道部の工事請負・委託契約等について	60
4． 下水道事業の財産管理について	77
第4． 利害関係-----	92

本文中の表内の数値については四捨五入にて端数処理を行っており、合計数値と内訳数値とに相違がある場合があります。

第 1 . 包括外部監査の概要

1 . 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2 . 選定した特定の事件（テーマ）

下水道事業における事務の執行及び事業の管理について

3 . 特定の事件（テーマ）を選定した理由

昭和 30 年の公共下水道事業認可に始まる八王子市下水道事業は、現在、単独及び流域関連の公共下水道事業並びに浄化槽市町村整備推進事業を市が実施している。

平成 16 年度の下水道事業費は、約 218 億 46 百万円であり、一般会計に対する割合では約 13%の規模となっている。また、一般会計からの繰入金を毎年受け入れている状況である。なお、平成 16 年度の下水道事業における地方債の発行額は約 72 億円、平成 16 年度末の現債高は約 1,127 億円であり、市全体の現債高の約 40%を占めている。

市の下水道事業は地方公営企業法の適用を受けていないが、一般に、下水道事業は地方公営事業として独立採算を強く求められる事業であり、同法の適用を検討する必要がある。

こうした中、事業経営的にも企業経営的な視点での経営が強く求められる下水道事業の事務の執行等について、外部監査の対象とする意義は大きいものと判断されることから、特定の事件として選定するものである。

4 . 外部監査の対象部門

下水道部

総務計画課

管路建設課

施設課

その他関係課

5．外部監査の対象期間

平成 17 年度（自：平成 17 年 4 月 1 日 至：平成 18 年 3 月 31 日）
ただし、必要に応じて過去の年度についても対象とする。

6．外部監査の実施期間

自：平成 18 年 7 月 12 日 至：平成 19 年 1 月 19 日

7．外部監査の方法

（1）監査の要点

下水道使用料及び受益者負担金等の収入事務及び収入未済の債権管理は、条例及び規則等に従い、適時かつ正確に行われているか。

一般会計からの繰入金の基準及びその算定は妥当であるか。

委託料及び工事請負費等の支出は、条例及び規則等に準拠しているか。

固定資産の取得、管理及び処分における会計処理並びにその台帳管理は条例及び規則等に準拠しているか。

下水道債の起債及び償還等の事務は条例及び規則等に準拠しているか。

その他の資産・負債の会計処理及び消費税等の税務申告事務は条例及び規則等に準拠しているか。

下水道事業としての経営の健全性について、類似団体とのコスト構造の比較や発生主義を導入した場合の経営の状況の検討を実施するなど、多角的な視点から経営が効率的かつ効果的に行われているか。

なお、今回の監査の終盤において市下水道部の主要な業務委託先の過去の工事案件の係争事件に付き東京地裁判決があったが、その判決内容に記載されている入札参加者間の談合等の事実認定に関連して、今回の監査の計画段階及び監査の実施に際し、特別に検討すべき監査事項として具体的な監査手続の中に織り込んでいたことを記しておく。

(2) 主な監査手続

現地視察（北野下水処理場）

調査データの分析的検討

書類の閲覧

証憑突合

関係課へのヒアリング

下水道部部長以下、下水道事業担当職員とのディスカッション等

8 . 外部監査の補助者

公認会計士 大坪 秀憲

公認会計士 田之倉 敦司

公認会計士 花木 猛

公認会計士 若槻 康二

会計士補 川口 明浩

第 2 . 下水道事業の概要

1 . 八王子市下水道事業の概要について

(1) 下水道事業の内容について

八王子市が現在実施している下水道事業は、次のとおりである。

公共下水道（下水道法に基づく公営事業）

- ア . 単独公共下水道
- イ . 流域関連公共下水道

浄化槽市町村整備推進事業（下水道類似施設）

公共下水道のうち単独公共下水道は、北野処理区における管路事業及び北野下水処理場における汚水処理等の事業を行っているものである。管路事業については、市内を流れる浅川及び南浅川以南地域の中心市街地を事業対象としており、969.0ha の計画面積で計画人口は 112,700 人を対象としている。また、処理場による事業は市内の北野町に北野下水処理場を有し、汚水処理業務等を実施している。

流域関連公共下水道は、浅川処理区、秋川処理区及び南多摩処理区の 3 つが対象となっており、それに対応する処理場は、東京都下水道局流域下水道本部所管の浅川水再生センター（日野市内）、八王子水再生センター（小宮町）及び南多摩水再生センター（稲城市内）の 3 つである。

また、浄化槽市町村整備推進事業実施要綱に基づく事業として、浄化槽整備区域（該当する市街化調整区域）における浄化槽事業を実施している。その計画面積は 9,892.5ha で、計画人口は 3,160 人としている。このような下水道計画を一覧で示すと、次のとおりである。

【下水道全体計画】

区 分		管 路			処 理 場			
事 業 名	処理区	計画面積(ha)	計画人口(人)	処 理 区 域	事業主体	処理場名	関係自治体	
公 共 下 水 道	単独公共下水道	北 野	969.0	112,700	浅川・南浅川以南の中心市街地	八王子市	北野下水処理場 (北野町)	八王子市
	流域関連 公共下水道	浅 川	2,121.2	118,450	北野処理区の南側地区	東 京 都	浅川水再生 センター (日野市内)	八王子市、日野市
		秋 川	3,985.0	203,230	浅川・南浅川以北地区		八王子水再生 センター (小宮町)	八王子市、日野市、 昭島市、あきる野市、 羽村市、日の出町、檜原村
		南多摩	1,663.3	120,260	由 木 地 区		南多摩水再生 センター (稲城市内)	八王子市、日野市、 多摩市、稲城市、町田市
	小 計		8,738.5	554,640				
浄化槽市町村 整備推進事業	浄化槽	9,892.5	3,160	浄化槽整備区域 (該当する市街化調整区域)				
計		18,631.0	557,800					

(2) 下水道事業の歴史について

八王子市の下水道の歴史は、昭和 28 年 10 月 12 日に都市計画決定されたことに始まる。事業の認可については、昭和 30 年度に浅川排水区における北野単独処理区の事業が認可されたものが八王子市公共下水道事業の始まりである。

流域関連下水道の事業認可については、昭和 55 年度に浅川処理区(浅川右岸)の認可が最初であった。また、秋川処理区は昭和 58 年度に八王子及び宇津木外が認可されたものが最初である。さらに、南多摩処理区は、昭和 61 年度に乞田 14 号外が認可されたものが最初であった。

また、処理場としては公共下水道における北野下水処理場が昭和 39 年度に認可され、現在に至っている。また、めじろ台処理場が昭和 42 年度に認可されたが、平成 4 年度には事業廃止された。

東京都の管路事業として、南多摩処理区のうち多摩ニュータウン地区が認可され、平成 14 年度に八王子市に移管されている。また、処理場としての認可については流域下水道の南多摩水再生センターが昭和 47 年度に事業認可され、浅川水再生センターが昭和 55 年度に、八王子水再生センターが昭和 57 年度にそれぞれ事業認可されて、現在に至っている。

その後、平成 19 年度全市域汚水処理整備完了に向け、調整区域の効率的

整備手法として、平成 16 年度より浄化槽市町村整備推進事業を導入し、現在に至っている。

(3) 下水道事業の整備状況について

下水道の整備状況については、平成 17 年度現在、次の表のとおりである。

管路整備状況について

管路整備状況を表す次の表からは、平成 15 年度前後から急速に整備が進められていることがわかる。たとえば、平成 11 年度から平成 14 年度までの管路延長の伸び率は約 16% であるが、平成 14 年度から平成 17 年度までの管路延長の伸び率は、約 34% である。そのような急速な整備に伴い、「整備区域」や「処理区域」の対象となる面積及び人口等も順調に伸びている。しかし、処理区域人口と水洗化人口とに乖離がある。これは、管路の整備から水洗便所への改造までには、さまざまな理由により一定程度の期間を要するためである。たとえば、平成 11 年度から平成 17 年度の各年度における水洗化人口の割合は概ね 88% ~ 90% 前後で推移している。安定した経営基盤を築くためにも水洗化率を向上させていくことが肝要である。

【管路整備状況】

項目 年度	行政区域		全体計画		整備区域			処理区域		
	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	管路延長 (km)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	水洗化人口 (人)
11	18,631	519,120	10,268.0	709,700	1,190.7	5,052	374,321	4,899	366,127	325,198
12	18,631	523,862	10,774.0	557,800	1,256.8	5,501	403,106	5,316	394,699	355,668
13	18,631	527,855	10,774.0	557,800	1,323.5	5,874	432,207	5,574	418,073	376,663
14	18,631	531,015	10,774.0	557,800	1,381.2	6,144	448,974	6,112	447,282	395,568
15	18,631	537,057	8,738.5	554,640	1,493.2	6,504	472,868	6,450	470,543	417,010
16	18,631	541,136	8,738.5	554,640	1,763.4	6,850	492,285	6,794	490,018	432,740
17	18,631	544,675	8,738.5	554,640	1,848.1	7,260	509,998	7,260	509,998	447,807

外国人登録を含む。

処理区別整備状況について

【処理区別整備状況】

項目	行政区域		全体計画		整備区域			処理区域		
	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	管路延長 (km)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	水洗化人口 (人)
北野処理区	969.0	105,521	969.0	112,700	344.4	969	105,521	969	105,521	105,521
浅川処理区	2,121.2	128,094	2,121.2	118,450	434.8	1,784	124,060	1,784	124,060	113,625
秋川処理区	3,985.0	202,528	3,985.0	203,230	646.3	2,988	176,268	2,988	176,268	127,359
南多摩処理区	1,663.3	105,372	1,663.3	120,260	422.6	1,519	104,149	1,519	104,149	101,302
小計	8,738.5	541,515	8,738.5	554,640	1,848.1	7,260	509,998	7,260	509,998	447,807
浄化槽区域	9,892.5	3,160	9,892.5	3,160	(145基)		609	(145基)	609	538
計	18,631.0	544,675	18,631.0	557,800	1,848.1	7,260	510,607	7,260	510,607	448,345

外国人登録を含む。

(4) 下水道普及率について

公共下水道の普及率は、人口ベースの普及率と面積ベースの普及率などさまざまな普及率が存在する。たとえば、平成17年度においては、行政人口に対する整備人口の比率や行政人口に対する処理人口の比率は、同じく94.2%であったが、処理人口に対する水洗化人口の比率は、87.8%であった。これは、公共下水道へ接続していない世帯が多いことが原因である。未接続世帯の実態を把握すると共に、具体的な対策が求められるところである。また、面積ベースの普及率では、全体計画面積に対する整備面積の比率は、83.1%であった。

その普及率の状況については、次の表のとおりである。

【人口及び面積普及率】

(単位：%)

項目 年度	整備人口	処理人口	整備面積	水洗化人口
	行政人口	行政人口	全体計画面積	処理人口
8	61.3	54.8	42.1	91.6
9	63.5	55.8	44.3	91.2
10	66.0	61.0	46.4	90.5
11	72.1	70.5	49.2	88.8
12	76.9	75.3	51.1	90.1
13	81.9	79.2	54.5	90.1
14	84.6	84.2	57.0	88.4
15	88.0	87.6	60.4	88.6
16	91.5	91.1	78.4	88.3
17	94.2	94.2	83.1	87.8

処理区別普及率の状況は、次に示すとおりであり、市街地中心に位置する北野処理区は、100%の普及率であるが、秋川処理区はそれぞれの普及率の数値が80%台と70%台というように、4つの処理区の中でも最低である。

【処理区別普及率】

(単位：%)

処理区	整備人口	処理人口	整備面積	水洗化人口
	行政人口	行政人口	全体計画面積	処理人口
北野処理区	100.0	100.0	100.0	100.0
浅川処理区	96.9	96.9	84.1	91.6
秋川処理区	87.0	87.0	75.0	72.3
南多摩処理区	98.8	98.8	91.3	97.3

平成18年3月31日現在

(5) 下水道事業費の推移について

昭和30年度から平成17年度にいたる下水道事業費の推移を、公共下水道事業と流域下水道事業とに分けてその推移を示したものが、次の表のとおりである。なお、浄化槽の整備事業については平成16年度から実施されているものである。

【下水道事業費の推移】

(単位：円、構成比：%)

年度	区分	事業費	財 源 内 訳													
			国庫支出金	構成比	都支支出金	構成比	地方債	構成比	下水道使用料 浄化槽使用料	構成比	受益者負担金 浄化槽分担当金	構成比	建設負担金	構成比	一般会計 繰入金等	構成比
30	公共	274,244,580,680	38,283,726,598	14.0	3,154,845,000	1.2	105,987,032,000	38.6	44,984,173,612	16.4	4,457,523,460	1.6	1,053,601,425	0.4	76,323,678,585	27.8
	流域	36,371,336,055					18,696,100,000	51.4	3,775,693,552	10.4					13,899,542,503	38.2
計		310,615,916,735	38,283,726,598	12.3	3,154,845,000	1.0	124,683,132,000	40.1	48,759,867,164	15.7	4,457,523,460	1.5	1,053,601,425	0.3	90,223,221,088	29.1
12	公共	16,074,247,641	1,981,321,840	12.3	106,867,000	0.7	5,200,200,000	32.3	4,110,274,496	25.6	978,680,800	6.1			3,696,903,505	23.0
	流域	2,573,822,448					317,100,000	12.3	1,371,015,140	53.3					885,707,308	34.4
計		18,648,070,089	1,981,321,840	10.6	106,867,000	0.6	5,517,300,000	29.6	5,481,289,636	29.4	978,680,800	5.2	0	0.0	4,582,610,813	24.6
13	公共	16,540,377,108	1,674,893,050	10.1	102,083,000	0.6	5,335,600,000	32.3	5,487,247,418	33.2	1,014,394,700	6.1	15,576,035	0.1	2,910,582,905	17.6
	流域	2,900,631,069					212,900,000	7.3	1,374,084,771	47.4					1,313,646,298	45.3
計		19,441,008,177	1,674,893,050	8.6	102,083,000	0.5	5,548,500,000	28.6	6,861,332,189	35.3	1,014,394,700	5.2	15,576,035	0.1	4,224,229,203	21.7
14	公共	16,795,129,191	1,855,422,071	11.0	84,425,000	0.5	5,656,700,000	33.7	5,573,365,236	33.2	668,071,747	4.0	48,750,000	0.3	2,908,395,137	17.3
	流域	3,019,632,696					227,200,000	7.5	1,414,631,398	46.9					1,377,801,298	45.6
計		19,814,761,887	1,855,422,071	9.4	84,425,000	0.4	5,883,900,000	29.7	6,987,996,634	35.3	668,071,747	3.4	48,750,000	0.2	4,286,196,435	21.6
15	公共	18,235,596,779	2,226,691,271	12.2	110,475,000	0.6	6,651,800,000	36.4	5,721,069,214	31.4	615,093,832	3.4	16,250,000	0.1	2,894,217,462	15.9
	流域	3,458,813,408					504,000,000	14.6	1,547,033,426	44.7					1,407,779,982	40.7
計		21,846,107,744	2,226,691,271	10.4	110,475,000	0.5	7,212,300,000	33.0	7,268,102,640	33.3	623,327,032	2.8	16,250,000	0.1	4,353,587,801	19.9
16	公共	18,533,732,725	1,663,380,848	9.0	99,113,000	0.5	7,437,600,000	40.1	5,777,611,007	31.2	617,353,140	3.3	20,000,000	0.1	2,918,674,730	15.8
	流域	2,993,187,436					77,300,000	2.6	1,562,861,297	52.2					1,353,026,139	45.2
計		21,686,598,850	1,695,349,848	7.8	99,113,000	0.5	7,580,000,000	34.9	7,342,597,164	33.9	621,717,540	2.9	20,000,000	0.1	4,327,821,298	19.9
計	公共	360,423,664,124	47,685,435,678	13.2	3,657,808,000	1.1	136,268,932,000	37.8	71,653,740,983	19.9	8,351,117,679	2.3	1,154,177,460	0.3	91,652,452,324	25.4
	流域	51,317,423,112					20,034,600,000	39.0	11,045,319,584	21.5					20,237,503,528	39.5
計		412,052,463,482	47,752,778,678	11.5	3,657,808,000	0.9	156,425,132,000	38.0	82,701,185,427	20.1	8,363,715,279	2.0	1,154,177,460	0.3	111,997,666,638	27.2

(注) 平成13年度までの経費については、多摩ニュータウン(都施行)区域分は含まれていない(平成14年度、本市に移管)。

(6) 下水道事業の主要な財源について

下水道受益者負担金収入について

下水道が布設されることにより、利益を受ける者からの負担金収入である。負担区と単位負担金額の状況は次に示す表のとおりである。

【負担区及び単位負担金額】

負担区の名称	設定年月日	単位負担金額
浅川負担区	昭和48年4月2日	171円/m ²
山田川負担区	昭和54年4月2日	171円/m ²
東浅川負担区	昭和58年12月20日	375円/m ²
高尾負担区	昭和61年2月1日	375円/m ²
乞田負担区	平成5年3月1日	486円/m ²
大栗負担区	平成5年3月1日	486円/m ²
由井負担区	平成5年3月1日	486円/m ²
高尾山口負担区	平成5年3月1日	486円/m ²
秋川負担区	平成5年3月1日	486円/m ²
八王子負担区	平成5年3月1日	486円/m ²
元八王子第1負担区	平成5年3月1日	486円/m ²
館負担区	平成9年9月25日	486円/m ²
八王子第2負担区	平成11年7月21日	486円/m ²

また、当該受益者負担金の収入状況は次のとおりである。

【受益者負担金収入状況の推移】

年度	区分	賦課対象面積 (m ²)	調定額 (円)	収入済額 (円)	収入割合 (%)
48	現年度分	17,765,085.20	4,563,764,260	4,389,322,380	96.2
	滞納繰越分			68,201,080	
	計	17,765,085.20	4,563,764,260	4,457,523,460	97.7
13	現年度分	2,621,835.81	1,056,848,200	1,026,349,800	97.1
	滞納繰越分		70,414,300	9,731,000	13.8
	計	2,621,835.81	1,127,262,500	1,036,080,800	91.9
14	現年度分	2,964,836.59	1,070,498,800	1,038,000,300	97.0
	滞納繰越分		86,071,460	10,994,400	12.8
	計	2,964,836.59	1,156,570,260	1,048,994,700	90.7
15	現年度分	1,253,002.26	596,991,710	564,389,347	94.5
	滞納繰越分		97,424,400	11,682,400	12.0
	計	1,253,002.26	694,416,110	576,071,747	83.0
16	現年度分	1,429,942.12	629,437,900	597,659,776	95.0
	滞納繰越分		100,930,203	17,434,056	17.3
	計	1,429,942.12	730,368,103	615,093,832	84.2
17	現年度分	1,431,662.94	627,425,500	597,976,240	95.3
	滞納繰越分		102,839,871	19,376,900	18.8
	計	1,431,662.94	730,265,371	617,353,140	84.5
計	現年度分	27,466,364.92	8,544,966,370	8,213,697,843	96.1
	滞納繰越分			137,419,836	
	計	27,466,364.92	8,544,966,370	8,351,117,679	97.7

収入割合の合計は、 $\frac{\text{収入済額の合計}}{\text{現年調定額の合計}}$ で算出する。

下水道使用料収入について

下水道使用料の収入状況の推移は、次の表に示すとおりである。

下水道使用料収入状況の推移

年度	区分	調定額 (円)	収入済額 (円)	収入割合 (%)
34)	現年度分	49,525,481,626	48,649,101,551	98.2
	滞納繰越分		566,401,309	
	計	49,525,481,626	49,215,502,860	99.4
12	現年度分	5,490,302,089	5,444,394,427	99.2
	滞納繰越分	78,654,365	36,895,209	46.9
	計	5,568,956,454	5,481,289,636	98.4
13	現年度分	6,886,037,545	6,824,898,564	99.1
	滞納繰越分	80,395,329	36,433,625	45.3
	計	6,966,432,874	6,861,332,189	98.5
14	現年度分	7,004,485,494	6,942,500,390	99.1
	滞納繰越分	97,135,984	45,496,244	46.8
	計	7,101,621,478	6,987,996,634	98.4
15	現年度分	7,285,437,522	7,220,195,991	99.1
	滞納繰越分	104,503,286	47,906,649	45.8
	計	7,389,940,808	7,268,102,640	98.4
16	現年度分	7,347,372,791	7,286,865,408	99.2
	滞納繰越分	111,028,285	53,606,896	48.3
	計	7,458,401,076	7,340,472,304	98.4
17	現年度分	83,539,117,067	82,367,956,331	98.6
	滞納繰越分		786,739,932	
	計	83,539,117,067	83,154,696,263	99.5

収入割合の合計は、 $\frac{\text{収入済額の合計}}{\text{現年調定額の合計}}$ で算出する。

近年の収入割合は、98.4%で推移している。また、平成13年度からの過年度繰越分の収入金額及び収入割合は伸びてきている(平成13年度の滞納繰越分収入金額3,690万円、収入割合46.9%に対して、平成17年度の滞納繰越分収入金額5,361万円、収入割合48.3%)。

(7) 下水道債の発行残高の状況について

下水道債は、近年、管路建設等を発行対象としている。平成17年度末における下水道債の発行残高は約1,149億86百万円であり、一般会計及び特別会計の中でも発行残高としては最大の事業である。このような発行残高の年次推移を示すと次の表のとおりである。

〔下水道地方債年度末現在高の推移〕

(単位：円)

年度	公共下水道	流域下水道	浄化槽	合計
2	34,344,859,117	7,268,743,453		41,613,602,570
3	37,993,556,462	9,858,323,365		47,851,879,827
4	43,662,736,763	12,254,284,408		55,917,021,171
5	48,406,349,049	13,692,161,321		62,098,510,370
6	54,102,843,281	14,695,306,795		68,798,150,076
7	60,664,514,496	15,272,130,853		75,936,645,349
8	66,549,721,176	15,783,160,481		82,332,881,657
9	71,553,111,173	16,252,231,894		87,805,343,067
10	77,468,252,552	16,434,964,638		93,903,217,190
11	82,889,512,681	16,864,249,544		99,753,762,225
12	87,055,941,595	16,634,953,411		103,690,895,006
13	89,748,361,627	16,313,479,616		106,061,841,243
14	92,200,327,201	15,915,171,625		108,115,498,826
15	94,564,259,541	15,418,884,209		109,983,143,750
16	97,441,664,303	15,184,865,897	56,500,000	112,683,030,200
17	100,341,425,484	14,523,238,635	121,600,000	114,986,264,119

(8) 一般会計繰入金の状況について

下水道事業は、受益者負担の原則に基づき、独立採算制を強く求められる事業である。しかし、雨水処理等に見られるように、本来公営企業として下水道使用料等により回収しなければならないコストとは性格を異にする費用については、公費で賄うことが原則である。その場合には、一般会計からの繰入金を下水道事業特別会計が受けることになる。また、下水道の普及率が十分に高くない場合などには、施設規模や維持管理経費の規模等に対して、十分な使用料収入等が見込めない場合がある。その場合、収益的収支や資本的収支の支出額に対して、収入が十分ではなく、その赤字部分を補填する必要が生じることもある。

前者の繰入金を「基準内繰入」といい、後者の繰入金を「基準外繰入」という。このような繰入金の推移を示した表が次のものである。

【一般会計繰入金の推移】

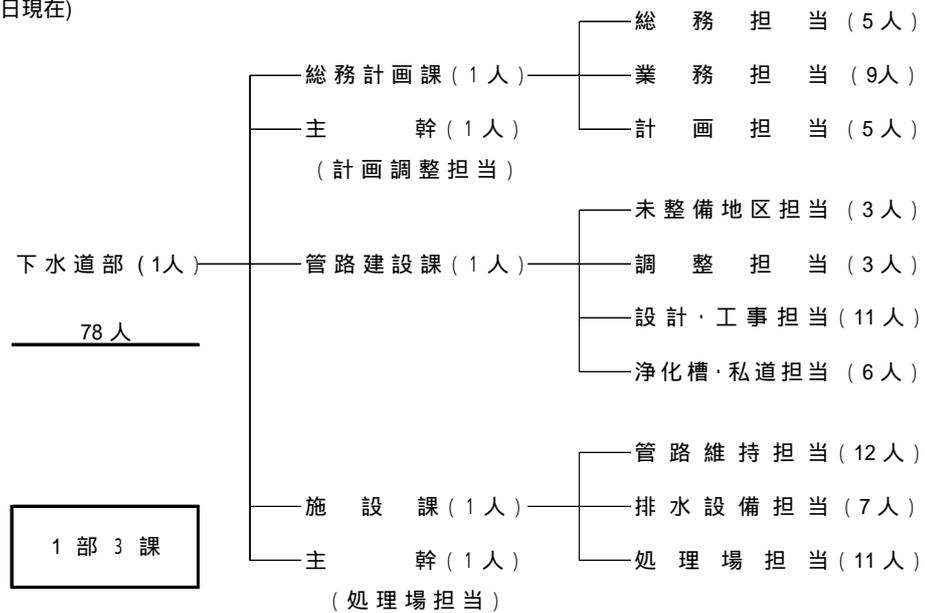
(単位:円)

区 分	13	14	15	16	17
基準内繰入金	2,371,193,824	2,422,121,142	2,491,060,377	2,448,042,546	2,130,235,760
維持管理的経費	410,047,259	385,244,998	318,843,803	275,272,568	237,081,164
地方債償還費	1,961,146,565	2,036,876,144	2,172,216,574	2,172,769,978	1,893,154,596
基準外繰入金	1,924,588,176	1,502,485,858	1,718,939,623	1,821,150,454	2,118,764,240
維持管理的経費				25,665,695	24,367,874
建設改良の経費	395,854,984	369,748,113	426,240,666	212,012,873	275,916,724
地方債償還費	1,275,021,506	1,059,142,566	1,245,806,483	1,556,990,035	1,775,240,684
繰越分	253,711,686	73,595,179	46,892,474	26,481,851	43,238,958
一般会計繰入金合計	4,295,782,000	3,924,607,000	4,210,000,000	4,269,193,000	4,249,000,000

(9) 執行体制について

機 構 と 職 員 数

(平成18年4月15日現在)



2. 類似団体比較（決算統計データ等比較）について

(1) 平成16年度データに基づく比較について

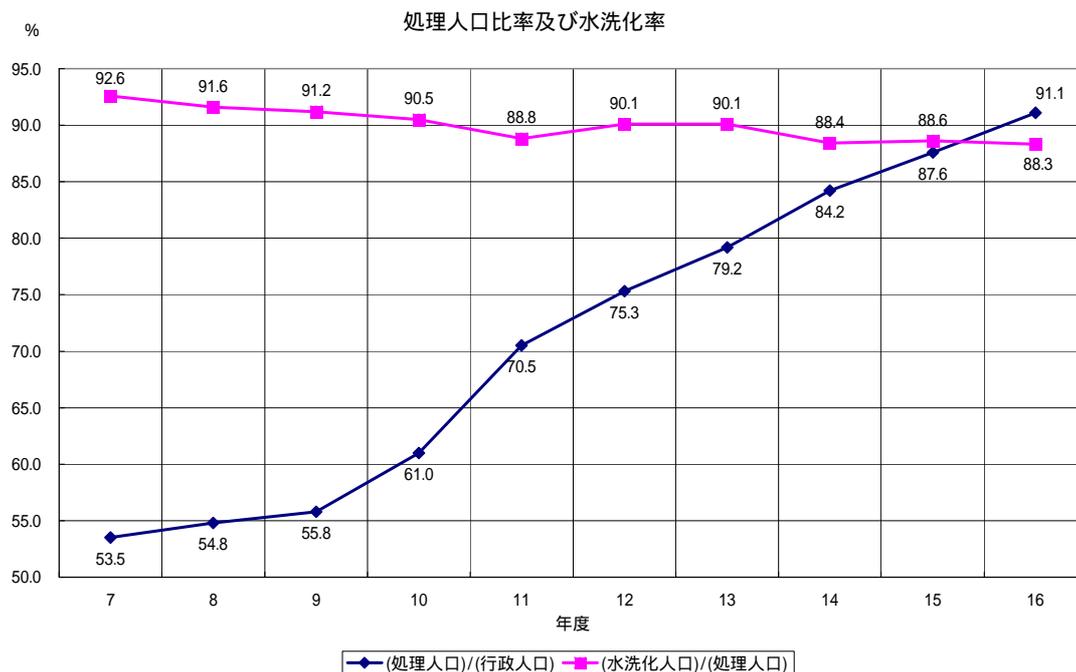
八王子市公共下水道事業経営指標比較分析一覧

区 分		八王子市公共下水道事業		大小	同類型平均 (公共)	大小	全国平均 (公共)
		15年度	16年度				
水洗化率	(%)	88.6	88.3	<	90.2	<	92.6
有収率	(%)	89.4	88.2	>	75.8	<	80.4
使用料単価	(円/m ³)	146.08	144.91	>	143.82	>	130.76
汚水処理原価	(円/m ³)	180.74	182.59	<	226.43	>	196.99
汚水処理原価(維持管理費)	(円/m ³)	61.55	60.33	<	66.29	<	66.53
汚水処理原価(資本費)	(円/m ³)	119.19	122.26	<	160.13	>	130.45
使用料回収率	(%)	80.8	79.4	>	63.5	<	66.4
使用料回収率(維持管理費)	(%)	237.3	240.2	>	216.9	>	196.5
一般家庭用使用料	(円)	1,974	1,974	<	2,266	<	2,423
処理人口1人当たりの維持管理費	(円/人)	6,936	6,737	<	9,555	<	9,810
処理人口1人当たりの資本費	(円/人)	16,725	16,951	<	25,838	>	24,668
処理人口1人当たりの管理運営費	(円/人)	23,661	23,688	<	35,392	>	34,478
処理人口1人当たりの維持管理費(汚水分)	(円/人)	6,258	6,176	<	7,376	<	7,732
処理人口1人当たりの資本費(汚水分)	(円/人)	12,117	12,514	<	17,818	>	15,159
処理人口1人当たりの管理運営費(汚水分)	(円/人)	18,375	18,690	<	25,194	>	22,890

* 一般家庭用使用料は単純平均。その他は加重平均。

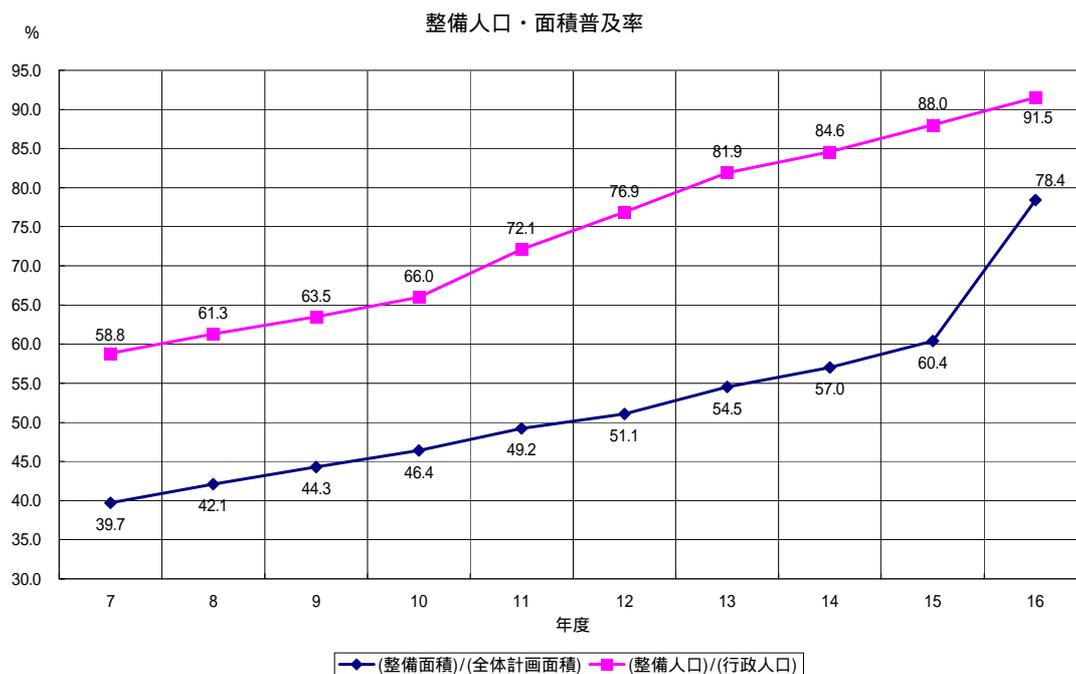
(2) 水洗化率の問題点について

行政人口に対する処理人口の伸び率に比べて、水洗化人口の伸び率が追いつけない状況が、ここ数年の特徴である。特に、平成16年度における前者の比率は91.1%に増加している(対前年度比3.5ポイントの増加)のに対して、後者の水洗化率は88.3%と減少し、両者の比率が初めて逆転している。その状況を示しているのが、次のグラフである。



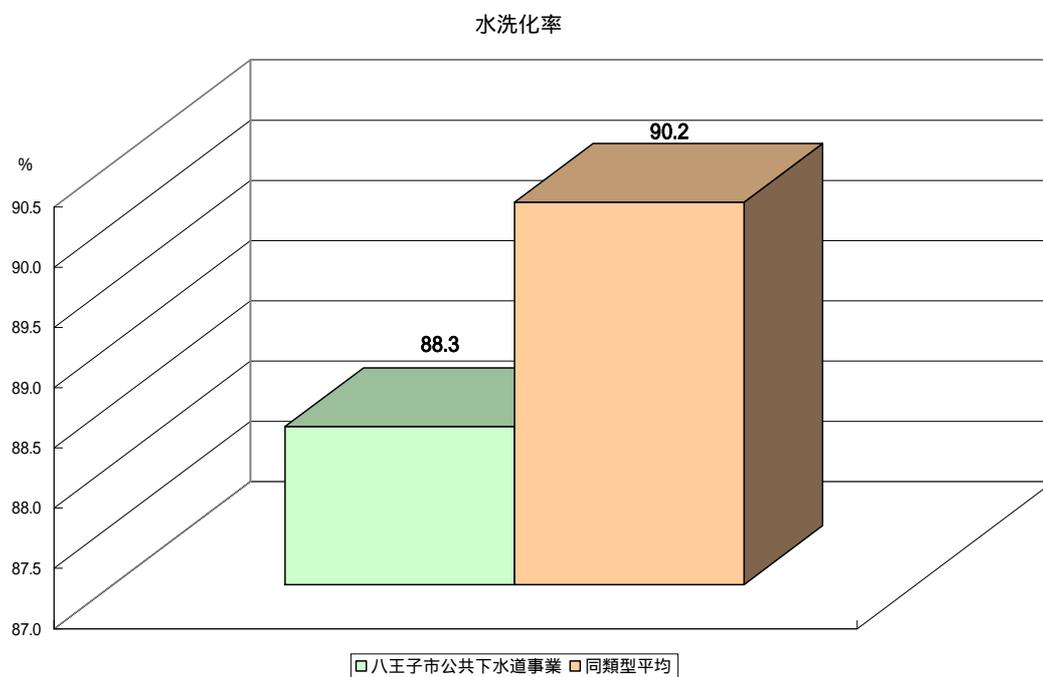
(3) 下水道整備人口及び面積の状況について

市公共下水道における整備人口及び面積普及状況は、次のグラフで示すとおりである。



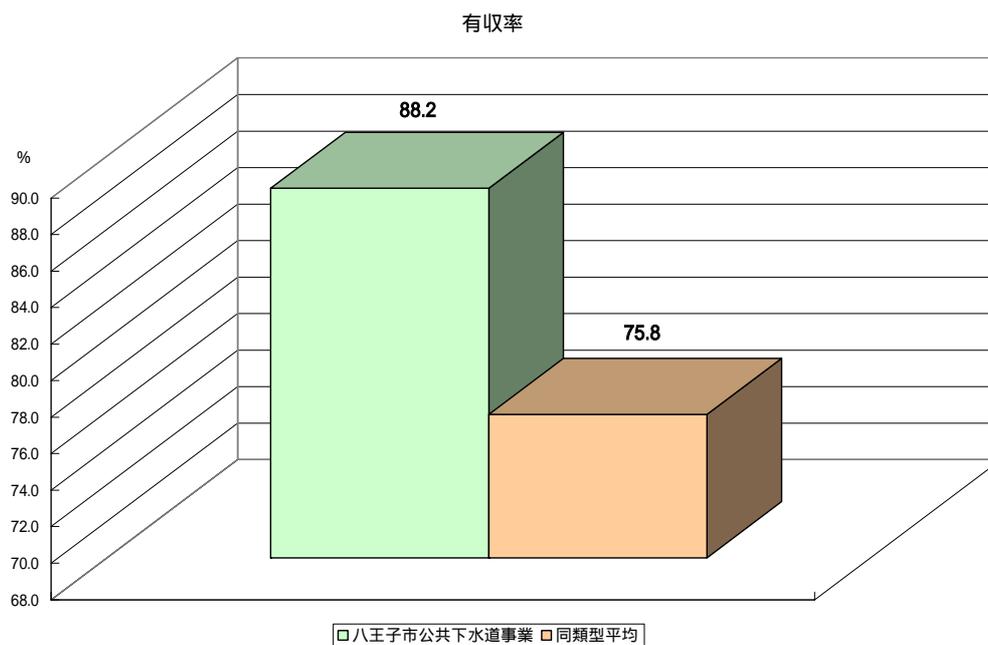
(4) 水洗化率の状況について

市公共下水道における水洗化の状況は、次のグラフで示すとおりである。



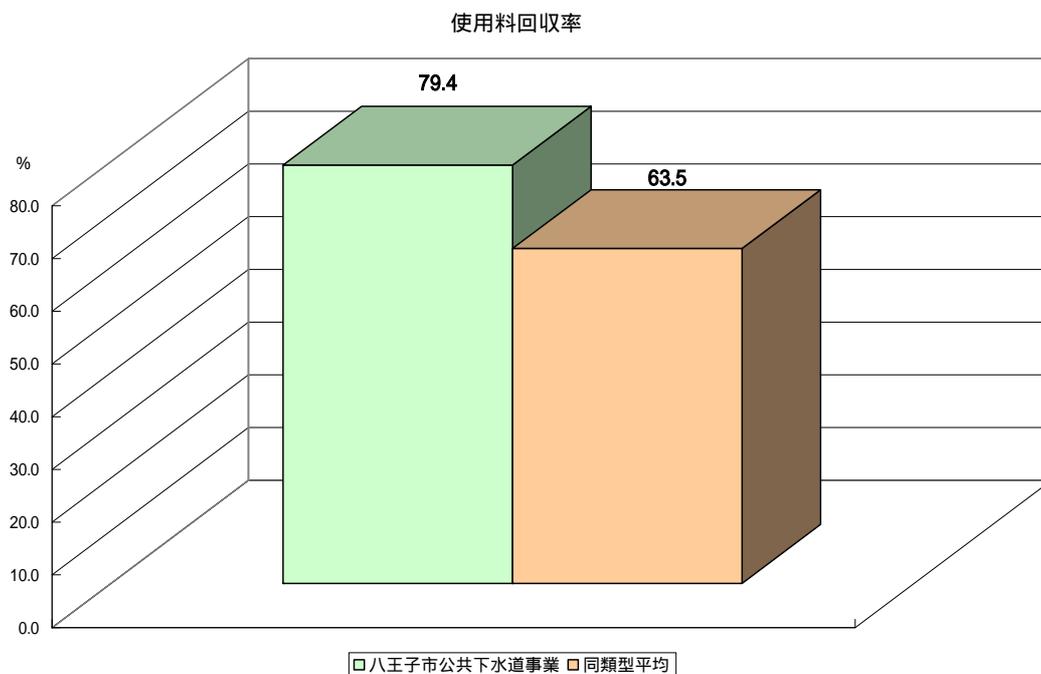
(5) 有収率の状況について

市公共下水道における有収率の状況は、次のグラフで示すとおりである。



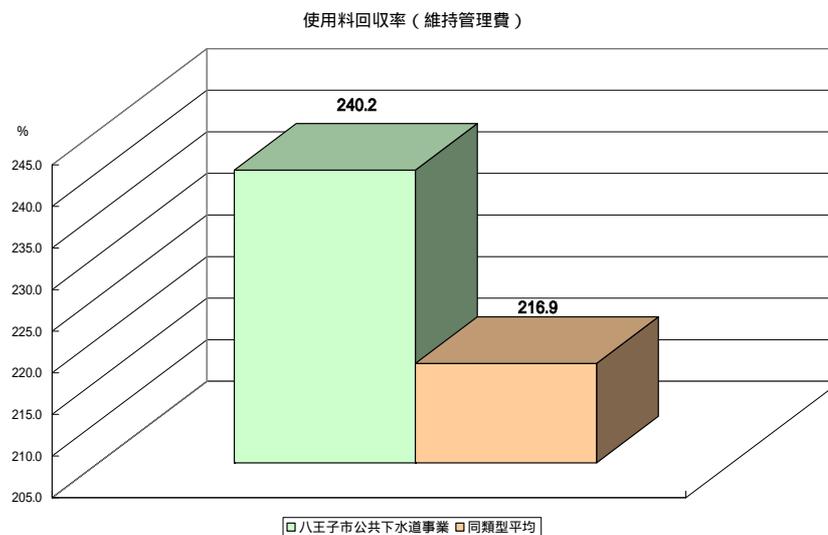
(6) 使用料回収率の状況について

市公共下水道における使用料回収率の状況は、次のグラフで示すとおりである。



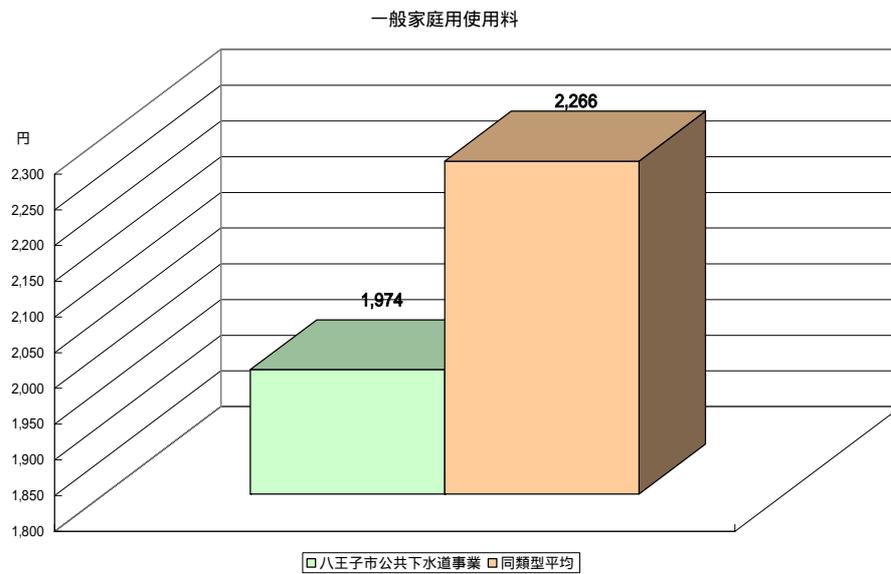
(7) 使用料回収率（維持管理費）の状況について

市公共下水道における使用料回収率（維持管理費）の状況は、次のグラフで示すとおりである。



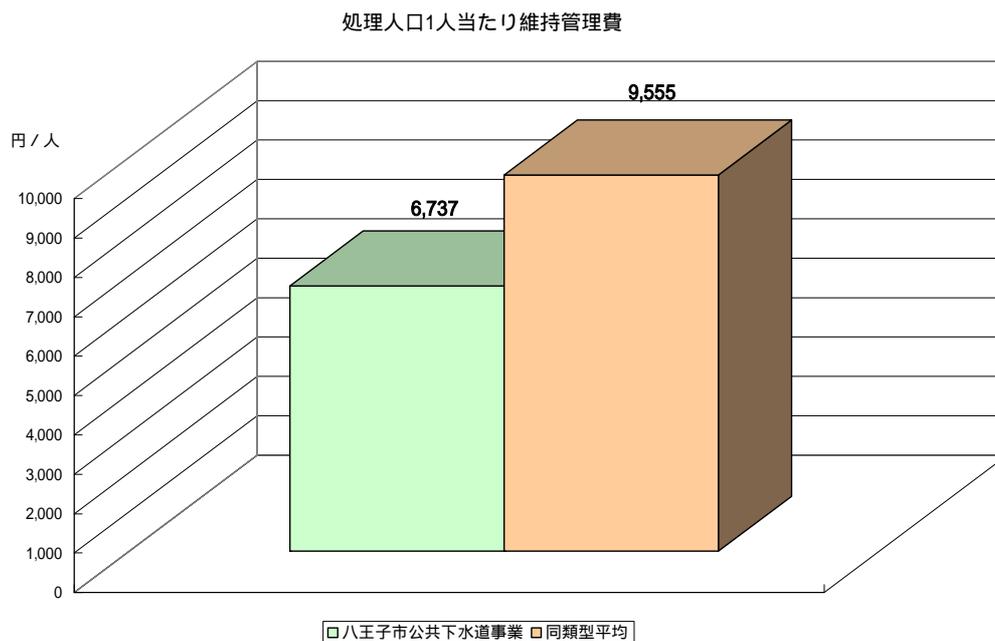
(8) 一般家庭用使用料の状況について

市公共下水道における一般家庭用使用料 (20 m³ / 月) の状況は、次のグラフで示すとおりである。



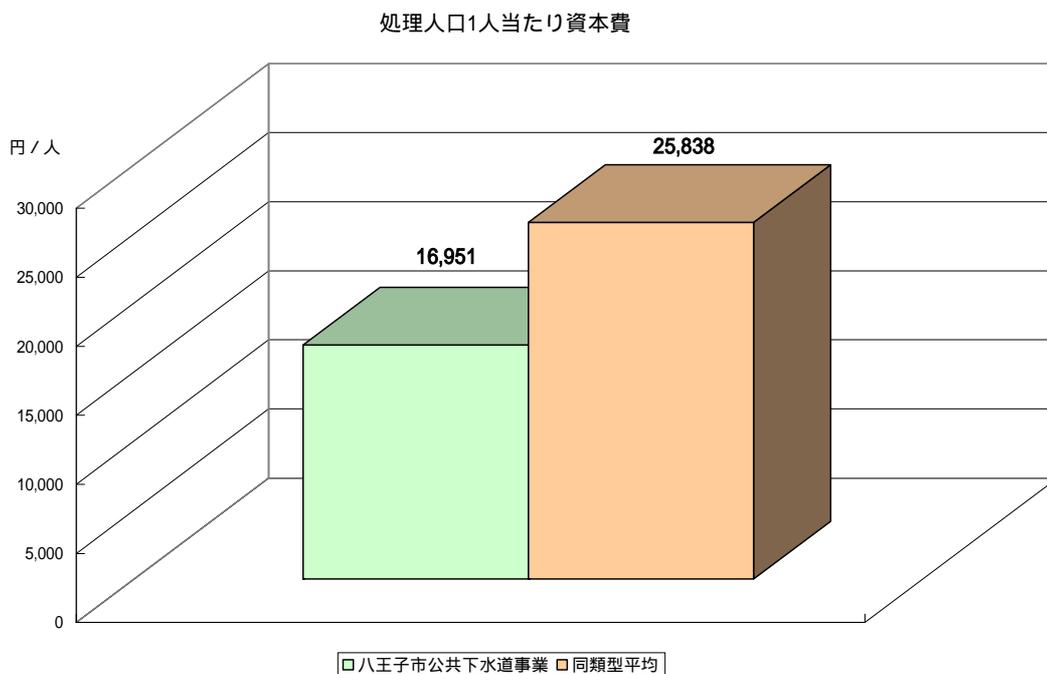
(9) 処理人口 1 人当たりの維持管理費の状況について

市公共下水道における処理人口 1 人当たりの維持管理費の状況は、次のグラフで示すとおりである。



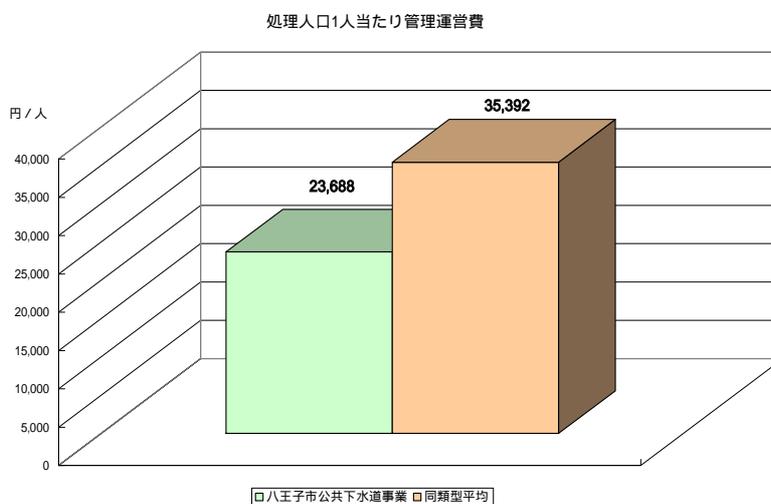
(10) 処理人口1人当たりの資本費の状況について

市公共下水道における処理人口1人当たりの資本費の状況は、次のグラフで示すとおりである。



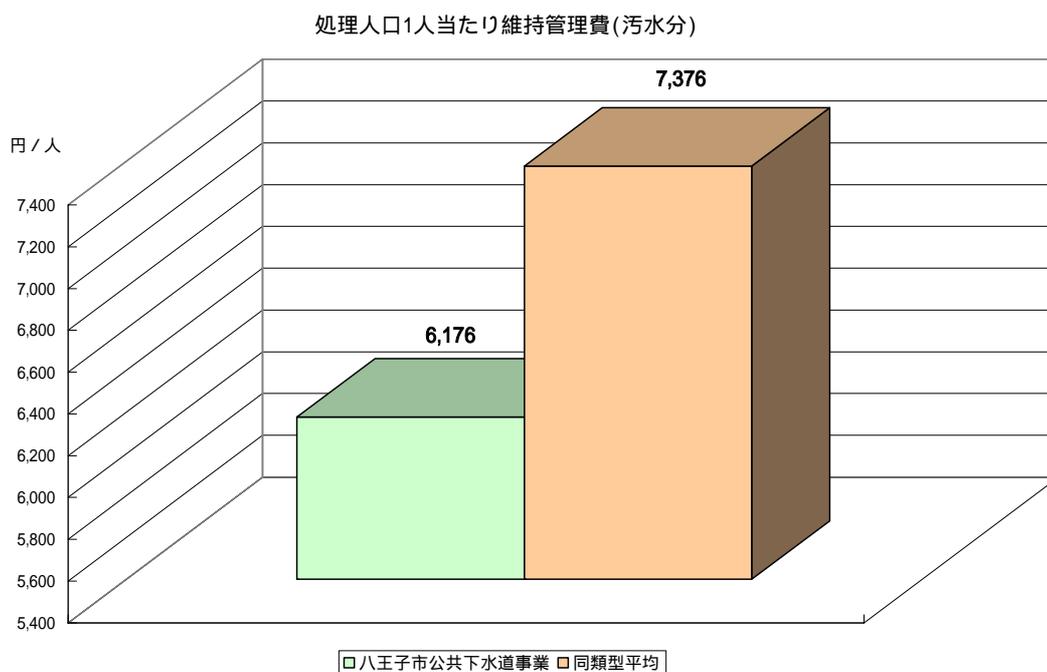
(11) 処理人口1人当たり管理運営費の状況について

市公共下水道における処理人口1人当たり管理運営費の状況は、次のグラフで示すとおりである。



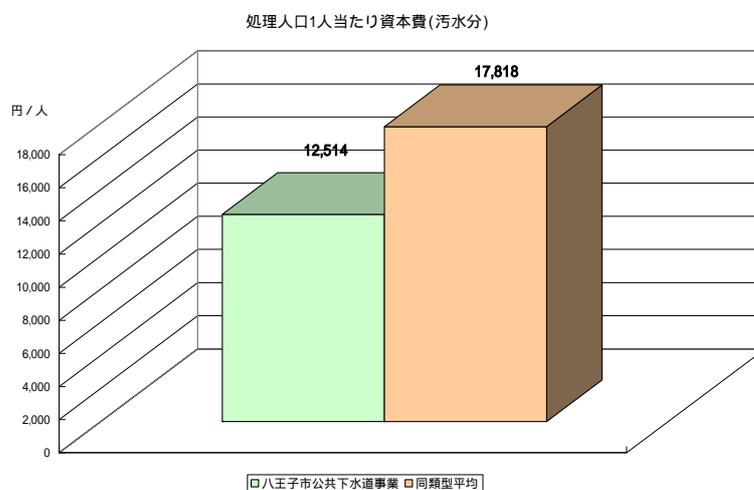
(12) 処理人口1人当たり維持管理費(汚水分)の状況について

市公共下水道における処理人口1人当たり維持管理費(汚水分)の状況は、次のグラフで示すとおりである。



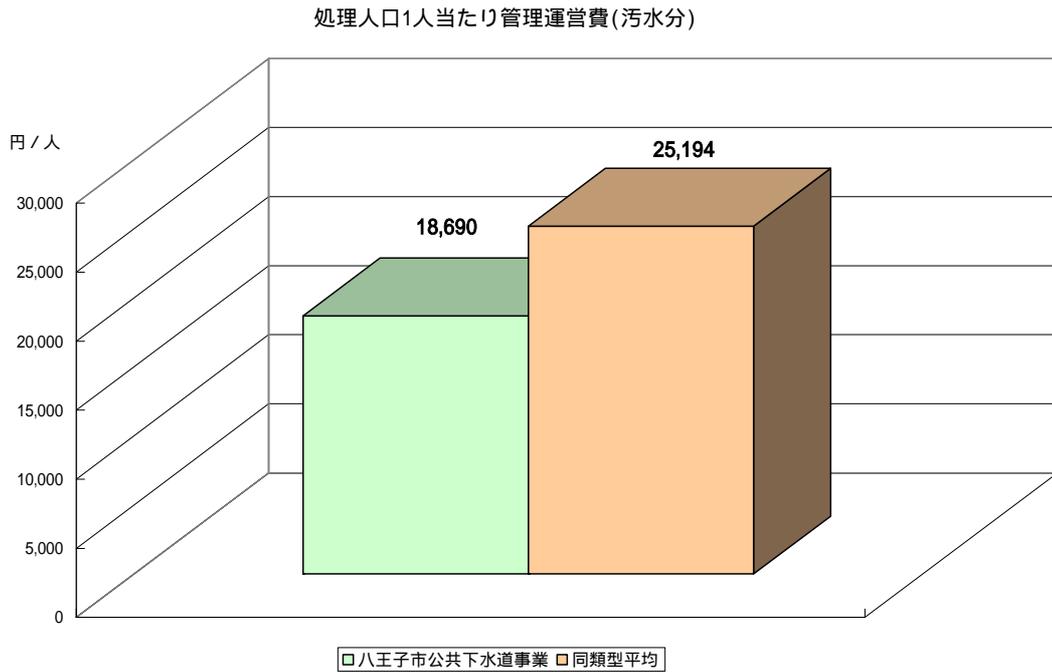
(13) 処理人口1人当たり資本費(汚水分)の状況について

市公共下水道における処理人口1人当たり資本費(汚水分)の状況は、次のグラフで示すとおりである。



(14) 処理人口1人当たり管理運営費(汚水分)の状況について

市公共下水道における処理人口1人当たり管理運営費(汚水分)の状況は、次のグラフで示すとおりである。



第3．外部監査の結果及び意見

1．下水道事業の経営状況について

(1) 経営状況に対する監査の概要

八王子市下水道事業は、地方公営企業法に規定される財務規定の適用がなされていない現状で（以下、このような現状を「法非適」という。）特別会計のひとつとして、現金主義会計に基づき経理されている。このようにして経理された下水道事業の決算データは、八王子市下水道事業特別会計歳入歳出決算書等として議会に報告され公表されている。また、決算においては、総務省の調査のひとつとして、公営企業（法非適用）の地方財政状況調査等の決算統計データ（以下、「公営企業決算統計」という。）を作成し、総務省に提出し全国データのひとつとして総務省から公表されている。

このように現金主義の会計に基づき公表された決算書等のデータを入手し、財務分析を次のとおり実施した。

下水道事業特別会計の歳入歳出決算書に対する財務分析
公営企業決算統計における財務分析
総務省基準モデルに基づく発生主義会計ベースの財務諸表の試作及び決算分析等

以下では、八王子市下水道事業の経営状況について財務の視点から評価した結果（指摘事項及び意見事項）を述べることとする。

(2) 財務の視点からの経営評価について

歳入歳出決算書と公営企業決算統計との関係について（意見）

下水道事業特別会計における歳入歳出の決算ベースの収支差額は、実質収支に関する調書によると、次のとおり翌年度繰越金が発生している。

ア．歳入決算金額	21,729,837,808 円
イ．歳出決算金額	21,686,598,850 円
ウ．収支差額	43,238,958 円

この収支差額については、形式収支と実質収支（翌年度へ繰り越す財

源を形式収支から控除したもの)から構成されるが、この形式収支がプラスであっても当該特別会計がいわゆる「黒字」とであると判断することはできない。なぜなら、下水道事業を実施するに当たって管渠整備や汚水処理場等の管理運営に要した経費を受益者負担金や下水道事業使用料などで賄いきれなかった場合、一般会計からの補填(「一般会計繰入金収入」)を受けるからである。

この一般会計繰入金は、次のとおり、大きく2つの収入に分類することができる。

ア．基準内繰入金

イ．基準外繰入金

上記ア．基準内繰入金とは、下水道事業を実施する際に、汚水処理以外にも雨水処理対策事業などを実施しているように、本来下水道事業が公営企業として下水道使用料などの受益者負担金により事業コストを賄う独立採算の原則から考えると、この原則に馴染まないコストが発生する場合があります。このようなコストについては、公益性の側面から税金等により補填すべきものと考えられ、一般会計から下水道事業特別会計に対して繰出すものである。当該基準内繰入金は、一般会計に必要な経費として地方財政計画(総務省)に計上されている経費である。他方、上記のイ．基準外繰入金は、本来、受益者の負担(下水道使用料など)により賄わなければならないコストであっても、十分な収入がないために一般会計から補填されているものをいう。いわゆる収支差額の赤字を一般会計における「繰出金」という科目名称で、税金等公費により補填しているものである。

市が運営する公共下水道事業に対する一般会計繰入金の状況は、次のとおりであり、総額で20億円を越える赤字を公費により補填してもらっているのが現状である。経営改善のためには、このような赤字状況を認識し、その原因等を分析することから経営改善のメニューを検討する必要があるものと考えられる。

ア．一般会計繰入額	4,192,880 千円
うち、基準外繰入金額	2,062,644 千円
イ．収益的収支一般会計繰入金	2,254,698 千円
うち、基準外繰入金額	796,068 千円
ウ．資本的収支一般会計繰入金	1,938,182 千円
うち、基準外繰入金額	1,266,576 千円

このようなデータは、重要なデータであるにもかかわらず、市の特別

会計歳入歳出決算書には明示されていない。「繰入金」という節の決算金額が表示されているだけである。確かに、このことは全国的な傾向であり、八王子市下水道事業特別会計だけが開示を行っていないものではない。また、このような一般会計繰入金のデータは、公営企業決算統計（地方自治法第 252 条の 17 の 5）において、主として内部管理的なデータとして把握されているものである（地方公営企業年鑑としての公表）。

しかし、下水道事業を経営する立場から内部管理的な位置づけを持つ公営企業決算統計のデータがどれほど活用されているであろうか。当該公営企業決算統計データの全国的な公表は決算日から 1 年以上のタイムラグを持って公表されるのが現状であり、他方、当該自治体のデータとして経営者が決算統計を活用する場面は比較的少ないのが現状である（なお、平成 18 年度の事業概要から下水道部は経営指標データを記載している）。このような内部管理的な資料に記載されるだけでなく、むしろ、市民にも公表される歳入歳出決算書等においても繰入金情報等、下水道事業の経営成績を表す基本的な情報として記載することによって、現在の現金主義会計に基づく決算情報であっても、より充実した記載内容にすることを検討する必要があるものと考えられる。

この点に関する提案として、次の 2 つの表示方法が現行制度においても可能であり、市民への開示上、有効なデータとなるものと考えられる。

ア. 「繰入金」という節ベースの摘要欄に、「基準内繰入金」と「基準外繰入金」を併記する。

イ. 「実質収支に関する調書」の収支差額の金額の注記として、「基準内繰入金」と「基準外繰入金」を併記または注記する。

例示；

(ア) 歳入決算金額	21,729,837,808 円
(イ) 歳出決算金額	21,686,598,850 円
(ウ) 収支差額	43,238,958 円
(エ) 一般会計繰入金	4,249,000,000 円
うち、基準内繰入金	2,130,235,760 円
基準外繰入金	2,118,764,240 円
(うち、収益的収支に該当する基準外繰入金	821,375,221 円)

発生主義会計の導入について（指 摘）

平成 18 年 5 月に地方公共団体の新公会計基準に関する総務省研究報告

書が公表され、発生主義会計に基づく財務4表の作成が提案されている。その内容は、公会計に関する国際会計基準（IFAC IPSASの基準書）や国で作成されている財務諸表の影響等を受けており、従来から地方公共団体で作成されている、いわゆる総務省方式の財務諸表（決算統計データに基づく財務諸表の作成）とは、その作成手法がまったく異なっており、企業の財務諸表の作成手法に近いものである。

このような財務諸表の作成対象は、地方公共団体の一般会計及び特別会計であり、その中には当然のこととして、「下水道事業特別会計」も含まれている。

一方、地方公営企業法の財務規定（以下、「財務規定」という。）の適用については、「下水道事業」もその適用対象のひとつとなっているが、八王子市下水道事業については、現状では、財務規定の適用は、費用対効果の検討の結果等により、当面は適用しないこととしている。

このような状況の下では、本来発生主義会計である財務規定を適用し、財務会計として日々の会計処理から複式簿記を採用することが制度的にも予定されている下水道事業については、現状では、発生主義が適用されず現金主義会計で経理されている。他方、地方自治法では制度的に現金主義会計が予定されている一般会計等に発生主義会計が管理会計的ではあっても、適用される可能性が高まっている現状を考えると、下水道事業の会計及び資産管理等のあり方に発生主義的思考を早期に導入する必要性が強く感じられる。

確かに、地方公営企業の財務規定には、会計理論的な不備がさまざまな立場から指摘されている。たとえば、「借入資本金」の位置づけ、引当金の会計処理及び資産管理等の問題である。このような会計理論的な問題点の解決が本来急がれるべきであり、その解決もない現状で財務規定の適用の効果を期待することは難しいことも事実である。

しかし、上記に示した総務省基準モデルの適用が現実化した場合には、これまで下水道管渠等の財産調査等に多大な費用を要することのみで、財務規定の法適用に消極的であっても良いことにはなりえない現実が迫ってきている。なぜなら、総務省基準モデルでは、下水道事業の管渠等インフラ資産を含めて、整備された財産台帳等に基づき、バランスシート等財務諸表を作成することが予定されているからである。なお、総務省は、平成18年8月末に地方公会計改革の必要性を全国の地方公共団体に対して通知している（「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」平成18年8月31日）。

したがって、下水道事業の経営者には、『八王子市下水道中期経営計画

(平成18年3月)』(以下、「中期経営計画」という。)で説明している次のような記述以外にも、財務規定を早期には適用しないが経営に発生主義的思考を積極的に取り入れる方針などを、より積極的に明示する必要があるものと考えられる。

「地方公営企業法の適用のためには、それぞれの団体の持つ資産の算定等の費用が高むことなどから、下水道事業において、地方公営企業法を適用している団体は、全国で4,956団体のうち185団体(平成15年度、法適用化率約3.7%)と極めて少ない団体数となっています。

三多摩の自治体では地方公営企業法の一部法適用化は、まだ行われていません。

本市では、今後も調査を続け、移行費用等を勘案しながら法適用化の検討を行っていきます。」(『中期経営計画』13頁)

発生主義会計の手法の活用に向けて(意見)

下水道部においては、監査の実施時点では、発生主義的経営分析を下水道事業の経営にも適用する試みを実施することが予定されている。このことの意味する内容が何であるのかについては詳細には不明な点が多いが、方向性としては評価される方針の表明であるものと考えられる。

しかし、経営分析を実施するためには、発生主義に基づく財務諸表を作成することが必要である。そのためには、財産調査等を行う必要があり、公有財産台帳や管渠台帳等の記載の整備と実際の財産の存在を確認することやその金額情報(取得価額等)を把握する作業などが予定されなければならない。このような業務は、1担当者のみで実施できるほど簡単なものではないため、下水道部全体として、また、管財課や財政課など財務部門と連携しながら、業務を強力に実施する体制を確立する必要がある。

東京都が独自の発生主義会計制度を導入することができた主要な要因のひとつとして、その所管課である東京都出納長室会計企画課に公営企業会計の実務に精通した2名の課員(係長及び主任)と予算編成業務等に明るい課長を配置したことが挙げられる。八王子市が全国で今進行している発生主義会計導入の流れに沿って円滑に新公会計制度を受け入れることができるためには、現在下水道部で予定されている発生主義会計の準備作業を単に下水道事業に限定された試みと捕らえるのではなく、その作業の成果を下水道部から市全体の部門に波及できるような体制整

備が期待されるべきである。

そのためにも、今年度の下水道部での発生主義会計に基づく経営分析等をどのように下水道部の経営的な意思決定に活用できるかについて、下水道部だけではなく、市全体で検討し、その成果を市民にも公表することが望まれる。

総務省基準モデルによる財務諸表の試作について（意見）

ア．試作の意図

下水道部では、発生主義を活用した財務分析に取り組んでおり、平成18年度現在、財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等）を作成している。その財務諸表は、地方公営企業法の財務規定に基づく財務諸表をベースとして、より企業会計に近い財務諸表となるように修正を加えているという。このような作業が、一方で進んでいる状況の中で、今回の包括外部監査においても、同様の財務諸表を作成しても屋上屋を重ねることとなってしまふことから、他の手法による財務諸表を作成することとした。

その際の拠って立つ基準として、平成18年5月に公表された『新地方公会計制度研究会報告書』に示された「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」に基づき、必要な修正を適宜加えて財務諸表を作成した。当該基準モデルは、これまで地方公共団体で作成されてきた財務諸表（決算データを活用した統計に基づく財務諸表で、一般に「総務省方式」の財務諸表といわれている。）と比較すると、公有財産台帳等に基づいて作成されている点で、より企業会計に近いものとなっている。また、純資産の変動を明確にするために「純資産変動計算書」が作成されることとなっている。さまざまな意味で企業会計により近い手法で財務諸表を作成することが予定されているため、現在の地方公共団体の財務諸表の作成基準としては、より有効な基準のひとつとなっているため、当該手法による財務諸表を「試作」として作成することとした。ここで「試作」という位置づけにした理由は、次のような点が挙げられる。

- (ア) 基準モデル作成のための詳細な作成方法または作成マニュアルは、未だ研究段階にあること（総務省が設置した実務研究会において、倉敷市をモデル都市として実証研究段階にあり、その結果報告書は、

平成 19 年 1 月末を目途に公表される予定であるという。)

- (イ) 詳細な作成方法等がない状況で「試作」として作成するために、作成手法の詳細については、その一部に判断を要する部分があり、一般に合意された見解に基づき作成されたわけではないこと(インフラ資産の定義、資産の取得価額の範囲及び引当金の設定方法など)。

このような「試作」としての位置づけではあるが、その作成の意図は、地方公営企業法の財務規定にとらわれない作成手法を採用することにより、より経営分析に有効な財務諸表を作成し活用することが可能となることをめざしているのである。そして、その財務諸表の作成結果として示される内容が下水道部の職員に、財務諸表の活用の限界とともに、その経営のためのひとつの視点を提供することができることを願っている。

イ. 試作財務諸表の結果

試作として作成した財務諸表は、次の 4 つの表である。

- (ア) 貸借対照表
- (イ) 行政コスト計算書
- (ウ) 純資産変動計算書
- (エ) 資金収支計算書(キャッシュ・フロー計算書)

(ア) 貸借対照表

貸借対照表は、期末時点(年度末時点であるが、ここでは出納整理期間の整理後の期末を意味する。)での下水道事業の財政状態を資産、負債及び純資産の 3 つの項目で示したものである。経営者の説明責任の表明のための主要な財務諸表として位置づけられる。

試作の結果の要約版を掲載すると次のようになる。

簡易版貸借対照表(BS)
(平成18年3月31日)

(単位:円)

区 分	開始BS (17年4月1日)	平成17年度	増減額	増減率	区 分	開始BS (17年4月1日)	平成17年度	増減額	増減率
[資産の部]					[負債の部]				
1. 金融資産	247,914,516	235,549,717	12,364,798	95.0%	1. 流動負債	5,277,384,685	4,793,476,461	483,908,224	90.8%
資金	49,110,463	43,238,769	5,871,694	88.0%	未払金及び未払費用	0	0	0	
金融資産(資金を除く)	198,804,053	192,310,948	6,493,104	96.7%	前受金及び前受収益	0	0	0	
有価証券	0	0	0		引当金	0	0	0	
投資等	0	0	0		預り金(保管金等)	618,604	367,212	251,392	59.4%
2. 非金融資産	159,012,163,651	164,775,740,475	5,763,576,824	103.6%	地方債(短期)	5,276,766,081	4,793,109,249	483,656,832	90.8%
事業用資産	0	0	0		短期借入金	0	0	0	
有形固定資産	0	0	0		2. 非流動負債	108,579,529,310	111,336,392,078	2,756,862,768	102.5%
無形固定資産	0	0	0		地方債(長期)	107,406,264,119	110,193,154,870	2,786,890,751	102.6%
棚卸資産	0	0	0		長期借入金	0	0	0	
インフラ資産	159,012,163,651	164,775,740,475	5,763,576,824	103.6%	引当金	1,173,265,191	1,143,237,208	30,027,983	97.4%
繰延資産	0	0	0		連結調整勘定	0	0	0	
					負債合計	113,856,913,995	116,129,868,539	2,272,954,544	102.0%
					[純資産の部]				
					財源	49,110,463	5,914,433,038	5,963,543,501	12,043.1%
					資産形成充当財源	0	9,392,690,519	9,392,690,519	
					少数株主持分	0	0	0	
					その他の純資産	45,354,053,709	45,403,164,172	49,110,463	100.1%
					純資産合計	45,403,164,172	48,881,421,653	3,478,257,481	107.7%
資産合計	159,260,078,167	165,011,290,192	5,751,212,025	103.6%	負債・純資産合計	159,260,078,167	165,011,290,192	5,751,212,025	103.6%

この貸借対照表から、平成 17 年度末で下水道事業の総資産は約 1,650 億 11 百万円であり、その主要な資産としては管渠や北野下水処理場等のインフラ資産が 1,647 億 75 百万円と総資産の 99.9%を占めていることがわかる。また、負債としては、インフラ資産の形成のために発行した下水道債の残高として、長期の地方債が 1,101 億 93 百万円、短期の地方債が 47 億 93 百万円存在すること、また、下水道部職員の退職給与引当金が 11 億 43 百万円計上されていることなどがわかる。その結果として、純資産は 488 億 81 百万円となっている。

(イ) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、下水道事業の平成 17 年度における事業実施の業績を示す財務諸表であり、年度の経営成績を説明するための表である。

試作の結果の要約版を掲載すると次のようになる。

行政コスト計算書(PL)

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位:円)

区 分	平成16年度	平成17年度	増減額	増減率
【経常費用】				
1. 経常業務費用	8,489,970,134	8,408,280,006	81,690,128	99.0%
人件費	601,489,309	378,577,007	222,912,301	62.9%
職員給料	550,800,410	408,604,990	142,195,420	74.2%
退職給付費用	50,461,802	30,027,983	80,489,784	59.5%
その他の人件費	227,097	0	227,097	0.0%
物件費	4,072,855,240	4,307,698,110	234,842,869	105.8%
物品購入費	205,327	299,985	94,658	146.1%
維持補修費	227,713,199	262,227,390	34,514,191	115.2%
減価償却費	3,401,394,254	3,573,999,509	172,605,254	105.1%
その他の物件費	443,542,460	471,171,226	27,628,766	106.2%
経費	3,815,625,585	3,722,004,889	93,620,696	97.5%
公債費(利払分)	3,798,132,479	3,703,755,488	94,376,991	97.5%
貸倒引当金繰入	17,480,306	18,236,901	756,595	104.3%
その他の経費	12,800	12,500	300	97.7%
2. 経常移転支出	2,100,242,446	2,170,328,590	70,086,144	103.3%
補助金等支出	2,100,242,446	2,170,328,590	70,086,144	103.3%
経常費用合計(総行政コスト)	10,590,212,580	10,578,608,596	11,603,984	99.9%
【経常収益】				
1. 経常業務収益	7,847,988,524	7,920,421,389	72,432,865	100.9%
業務収益	7,827,059,967	7,889,787,648	62,727,681	100.8%
業務外収益	20,928,557	30,633,741	9,705,184	146.4%
2. 経常移転収入	2,153,244,754	2,280,345,372	127,100,618	105.9%
経常移転収入	1,626,853,754	1,484,277,372	142,576,382	91.2%
うち基準外繰入金	526,391,000	796,068,000	269,677,000	151.2%
経常収益合計	10,001,233,278	10,200,766,761	199,533,483	102.0%
純経常費用(純行政コスト)	588,979,302	377,841,835	211,137,467	64.2%
純経常費用(純行政コスト):基準外繰入除外	1,115,370,302	1,173,909,835	58,539,533	105.2%

この行政コスト計算書からわかることは、平成17年度の総経常費用が105億79百万円であり、それに対して総経常収益が102億1百万円であるため、純経常費用は3億78百万円となり、赤字であることがわかる。これは、現金主義会計では、一般会計からの繰入金があるために、形式的には翌年度繰越金が発生しているが、減価償却費等の現金の支出とは直接関係しない発生主義ベースの資本コスト等を加味した財務諸表では、下水道事業は単年度で赤字であるという結果となっている。

さらに、一般会計からの繰入のうち、資金収支の赤字を埋め合わせる性格の繰入金部分が、7億96百万円存在することも上記の行政コスト計算書では明記されている。その赤字繰り入れ分を考慮しない場合には更に赤字部分はふくらみ、11億74百万円となっていることがわかる。

現金主義ベースの決算では、経営者は7億96百万円の赤字を削減

目標とすべきことを前述したが、その項では、発生主義ベースの削減目標として、11億74百万円と更に拡大したことが示されており、下水道事業の経営者が強く認識すべき目標数値である。

なお、平成16年度の数値は、開始貸借対照表を平成17年4月1日としているため、あくまで参考数値として掲載している。

(ウ) 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の変動状況を明確にするために作成するものである。その試作の結果の要約版を掲載すると次のようになる。

純資産変動計算書(NWM)

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位:円)

区 分	純資産合計
前期末残高	45,403,164,172
当期変動額	
・ 財源変動の部	5,914,433,038
・ 資産形成充当財源変動の部	9,392,690,519
1. 固定資産の変動	9,392,690,519
固定資産の減少	321,501
固定資産の増加	9,393,012,020
2. 長期金融資産の変動	0
3. 評価換算差額等の変動	0
当期変動額合計	3,478,257,481
当期末残高	48,881,421,653

(I) 資金収支計算書(キャッシュ・フロー計算書)

資金収支計算書は、企業会計ではキャッシュ・フロー計算書とされているものである。その試作の結果の要約版を掲載すると次のようになる。

資金収支計算書(CF)

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位:円)

区 分	平成16年度	平成17年度	増減額	増減率
〔経常的収支区分〕				
経常的支出	3,322,743,739	3,312,644,681	10,099,058	99.7%
1. 経常活動による支出	1,222,501,293	1,142,316,091	80,185,202	93.4%
業務費用支出	1,222,501,293	1,142,316,091	80,185,202	93.4%
2. 経常移転支出	2,100,242,446	2,170,328,590	70,086,144	103.3%
経常的収入	9,540,182,983	9,478,101,957	62,081,026	99.3%
1. 経常活動による収入	7,913,329,229	7,993,824,585	80,495,356	101.0%
業務収益収入	7,892,400,672	7,963,190,844	70,790,172	100.9%
業務外収益収入	20,928,557	30,633,741	9,705,184	146.4%
2. 経常移転収入	1,626,853,754	1,484,277,372	142,576,382	91.2%
経常的収支	6,217,439,244	6,165,457,276	51,981,968	99.2%
〔資本的収支区分〕				
資本的支出	10,212,142,876	9,393,012,020	819,130,856	92.0%
1. 資本形成活動による支出	10,212,142,876	9,393,012,020	819,130,856	92.0%
インフラ資産形成支出	10,212,142,876	9,393,012,020	819,130,856	92.0%
資本的収入	3,311,622,750	2,559,981,388	751,641,362	77.3%
2. 資本移転収入	3,311,622,750	2,559,981,388	751,641,362	77.3%
他会計からの繰入収入	874,221,517	702,419,476	171,802,041	80.3%
補助金等資本移転収入	2,371,099,000	1,794,122,000	576,977,000	75.7%
国庫支出金収入	2,260,624,000	1,695,009,000	565,615,000	75.0%
都支出金収入	110,475,000	99,113,000	11,362,000	89.7%
その他資本移転収入	66,302,233	63,439,912	2,862,321	95.7%
資本的収支	6,900,520,126	6,833,030,632	67,489,494	99.0%
基礎的財政収支	683,080,882	667,573,356	15,507,526	97.7%
〔財務的収支区分〕				
財務的支出	8,311,221,129	8,980,942,149	669,721,020	108.1%
支払利息支出	3,798,132,479	3,703,755,488	94,376,991	97.5%
元本償還支出	4,513,088,650	5,277,186,661	764,098,011	116.9%
財務的収入	8,981,860,097	9,642,643,811	660,783,714	107.4%
公債発行収入	7,212,300,000	7,580,000,000	367,700,000	105.1%
一般会計繰入金収入(基準外繰入分)	1,769,560,097	2,062,643,811	293,083,714	116.6%
財務的収支	670,638,968	661,701,662	8,937,306	98.7%
当期資金収支額	12,441,914	5,871,694	6,570,220	47.2%
期首資金残高	61,552,377	49,110,463	12,441,914	79.8%
期末資金残高	49,110,463	43,238,769	5,871,694	88.0%

この表でわかるとおり、資金収支計算書は、「経常的収支区分」、「資本的収支区分」及び「財務的収支区分」の3つに区分されている。そのうち、前2者をまとめて、「基礎的財政収支」としている。この基礎的財政収支がプラスである場合、健全な財政運営を行っていることのひとつの指標として、国レベルでも採用されているものである。上記のとおり、下水道事業の基礎的財政収支は、6億67百万円の大幅な赤字となっている。下水道債の償還財源として89億81百万円の資金を要していることなどのため(「財務的収支区分」参照)、一般会計からの繰入金を20億63百万円受け入れており、単年度の資金収支額は587百万円の赤字に収まっている。

リ. 試作結果からわかること

このような試作の結果から、次のようなことがわかる。

(ア) 流域下水道への維持管理負担金等の負担について

年間の総汚水処理量 1 m³当たり行政コストを算定すると、総行政コストでは、187.9 円 / m³であることがわかる。

汚水処理量1m ³ 当たり行政コスト計算書(単位:円/m ³) (平成17年4月1日～平成18年3月31日)		平成17年度汚水処理量	56,291,741	
		平成16年度汚水処理量	56,840,632	
区 分	平成16年度	平成17年度	増減額	増減率
【経常費用】				
1. 経常業務費用	149.4	149.4	0.0	100.0%
人件費	10.6	6.7	3.9	63.6%
職員給料	9.7	7.3	2.4	74.9%
退職給付費用	0.9	0.5	1.4	60.1%
物件費	71.7	76.5	4.9	106.8%
物品購入費	0.0	0.0	0.0	147.5%
維持補修費	4.0	4.7	0.7	116.3%
減価償却費	59.8	63.5	3.6	106.1%
その他の物件費	7.8	8.4	0.6	107.3%
経費	67.1	66.1	1.0	98.5%
公債費(利払分)	66.8	65.8	1.0	98.5%
借入金支払利息	0.0	0.0	0.0	
貸倒引当金繰入	0.3	0.3	0.0	105.3%
その他の経費	0.0	0.0	0.0	98.6%
2. 経常移転支出	36.9	38.6	1.6	104.3%
補助金等支出	36.9	38.6	1.6	104.3%
経常費用合計(総行政コスト)	186.3	187.9	1.6	100.9%
【経常収益】				
1. 経常業務収益	138.1	140.7	2.6	101.9%
業務収益	137.7	140.2	2.5	101.8%
業務外収益	0.4	0.5	0.2	147.8%
2. 経常移転収入	37.9	40.5	2.6	106.9%
経常移転収入	28.6	26.4	2.3	92.1%
経常収益合計	176.0	181.2	5.3	103.0%
純経常費用(純行政コスト)	10.4	6.7	3.6	64.8%
純経常費用(純行政コスト);基準外繰入除外	19.6	20.9	1.2	106.3%

そのうち、主要なものは減価償却費(63.5 円 / m³)、下水道債の利払い経費(65.8 円 / m³)であるが、経常的なコスト項目では、補助費等支出(38.6 円 / m³)やその他の物件費(8.4 円 / m³)が目立つ項目である。前者は、流域下水道への維持管理負担金であり、m³単価 38 円を基礎として支出している(後述の参照)。参考数値では

あるが前年度との比較では、1.6 円 / m³、4.3%の増加である。また、後者は、その他の物件費には、東京都水道局への下水道使用料徴収事務委託料が含まれている（後述の 参照）。参考数値ではあるが前年度との比較では、0.6 円 / m³、7.3%の増加となっている。

このような分析結果を精査し、コスト削減への努力を行う必要があるものと考えられる。

(イ) 接続率について

貸借対照表を処理区域内人口と水洗便所設置済人口で除してみると次のような貸借対照表が得られる。

処理区域内人口1人当たり貸借対照表 (BS)					処理区域内人口				
(平成18年3月31日)					(単位:円/人)				
区分	開始BS (17年4月1日)	平成17年度	増減額	増減率	区分	開始BS (17年4月1日)	平成17年度	増減額	増減率
〔資産の部〕					〔負債の部〕				
1. 金融資産	506	462	44	91.3%	1. 流動負債	10,770	9,399	1,371	87.3%
資金	100	85	15	84.6%	未払金及び未払費用	0	0	0	
金融資産(資金を除く)	406	377	29	92.9%	前受金及び前受収益	0	0	0	
有価証券	0	0	0		引当金	0	0	0	
投資等	0	0	0		預り金(保蓄金等)	1	1	1	57.0%
2. 非金融資産	324,503	323,091	1,412	99.6%	地方債(短期)	10,769	9,398	1,371	87.3%
事業用資産	0	0	0		短期借入金	0	0	0	
有形固定資産	0	0	0		2. 非流動負債	221,583	218,308	3,275	98.5%
無形固定資産	0	0	0		地方債(長期)	219,188	216,066	3,123	98.6%
棚卸資産	0	0	0		長期借入金	0	0	0	
インフラ資産	324,503	323,091	1,412	99.6%	引当金	2,394	2,242	153	93.6%
繰延資産	0	0	0		連結調整勘定	0	0	0	
資産合計	325,009	323,553	1,456	99.6%	負債合計	232,353	227,707	4,646	98.0%
					〔純資産の部〕				
					財源	100	11,597	11,697	11,571.3%
					資産形成充当財源	0	18,417	18,417	
					少数株主持分	0	0	0	
					その他の純資産	92,556	89,026	3,530	96.2%
					純資産合計	92,656	95,846	3,190	103.4%
					負債・純資産合計	325,009	323,553	1,456	99.6%

水洗便所設置済人口1人当たり貸借対照表 (BS)					水洗便所設置済人口				
(平成18年3月31日)					(単位:円/人)				
区分	開始BS (17年4月1日)	平成17年度	増減額	増減率	区分	開始BS (17年4月1日)	平成17年度	増減額	増減率
〔資産の部〕					〔負債の部〕				
1. 金融資産	573	526	47	91.8%	1. 流動負債	12,195	10,704	1,491	87.8%
資金	113	97	17	85.1%	未払金及び未払費用	0	0	0	
金融資産(資金を除く)	459	429	30	93.5%	前受金及び前受収益	0	0	0	
有価証券	0	0	0		引当金	0	0	0	
投資等	0	0	0		預り金(保蓄金等)	1	1	1	57.4%
2. 非金融資産	367,454	367,962	507	100.1%	地方債(短期)	12,194	10,704	1,490	87.8%
事業用資産	0	0	0		短期借入金	0	0	0	
有形固定資産	0	0	0		2. 非流動負債	250,912	248,626	2,286	99.1%
無形固定資産	0	0	0		地方債(長期)	248,200	246,073	2,128	99.1%
棚卸資産	0	0	0		長期借入金	0	0	0	
インフラ資産	367,454	367,962	507	100.1%	引当金	2,711	2,553	158	94.2%
繰延資産	0	0	0		連結調整勘定	0	0	0	
資産合計	368,027	368,488	460	100.1%	負債合計	263,107	259,330	3,777	98.6%
					〔純資産の部〕				
					財源	113	13,208	13,321	11,637.9%
					資産形成充当財源	0	20,975	20,975	
					少数株主持分	0	0	0	
					その他の純資産	104,807	101,390	3,417	96.7%
					純資産合計	104,920	109,157	4,237	104.0%
					負債・純資産合計	368,027	368,488	460	100.1%

上記の 2 つの表によると、処理区域内 1 人当たりの総資産は 323,553 円 / 人であり、一方、水洗便所設置済人口 1 人当たり総資産は 368,448 円 / 人となっており、後者のほうが接続率の関係で多くの資産を有していることになる。しかし、総負債の負担も後者のほうが増加する。前者は 227,707 円 / 人に対して、後者は 259,330 円

ノ人となり、多くの負債を現状では背負っていることになる。

したがって、このような状況をより正常な状況に改善する意味でも、接続率の向上に努力する必要があるものと考えられる。

(ウ) 収入未済の管理について

貸借対照表の金融資産項目には、未収金（下水道受益者負担金や下水道使用料等の収入未済額）が計上されており、その未収金に対する貸倒引当金が資産の控除項目として設定されている。具体的には、平成 17 年度で 1,984 万円の貸倒引当金が設定されており、開始貸借対照表との比較では、236 万円、13.5%の増加となっている。さまざまな要因により増加しているものと考えられるが、財務諸表に明示的に貸倒引当金を設定することにより、その存在への認識の明確化や資産の回収可能性への注意の集中と回収努力の向上など、実務的な活動への示唆が含意されているものと考えられる。

さらに、過年度からの繰り越された未収金のうち、5 年目の未収金からの不納欠損の発生確率の高さを考慮すると、歳入歳出決算書に表示されている収入未済の金額の回収可能性にも発生年度によって大きな相違があることがわかる。そのような相違について、貸倒引当金を設定する際には、十分考慮することが重要であるものと考えられる。

I. 今後の活用のために

発生主義会計による財務諸表を作成する場合、多くの職員がその作業に関わることが、その認識や活用のためにも重要である。今回包括外部監査で試作した総務省基準モデルベースの財務諸表はあくまで参考資料として、現在作成が進んでいる地方公営企業ベースの財務諸表の作成に、下水道部及び市財政課の職員がより多く関わり、下水道事業の経営改善と更には他の行政分野の事務事業の改善のために活用されることを期待する。

下水道使用料の徴収業務の経費負担について（指 摘）

当該下水道使用料徴収業務の経費としては、平成 17 年度において約 6

億円の負担が下水道事業に発生している。前述した財務分析においても、重要なコストのひとつであり、このコストの合理的な発生水準を検証することが下水道事業の基準外繰入金削減にも効果的であるものと考えられるため、以下のように指摘するものである。

ア. 概要

下水道使用料の徴収事務の実施については、下水道部が直接これを行うよりも東京都水道局多摩水道改革推進本部(以下、「多摩改革本部」という。)に業務を依頼することが、下水道使用料の調定行為や納入通知書の発行、徴収、収入未済(未収入金)などの管理の効率化のために有効な業務の実施形態である。なお、八王子市域の主たる水道事業については多摩改革本部からその給水業務を市(水道部)が受託している。

そのため、多摩改革本部及び八王子市水道部における下水道使用料の徴収業務に要する経費のうち、下水道部において負担すべき金額を毎年度予算化し、年度に4回の概算払いを行い、第二四半期において前年度の徴収経費確定に伴う精算を行っている。平成17年度下水道使用料徴収経費の負担及び清算等の実績は次のとおりである。

(ア) 多摩ニュータウン以外分
概算額 516,500,000 円
清算額 484,531,005 円
差 額 31,968,995 円

(イ) 多摩ニュータウン分
当初契約額 141,100,000 円
変更契約額 127,510,488 円

下水道使用料徴収事務の負担経費の算定方法は、多摩改革本部において下水道使用料徴収業務の遂行上発生した次のような経費に対して、一定の負担率を乗じて八王子市の負担額を算出する方法を採用している。

(ア) 量水器償却費
(イ) 建物償却費
(ウ) 器具償却費
(エ) 一般管理経費

- (オ) 徴収経費
- (カ) 量水器管理に要する経費
- (キ) 事務所用建物修繕に要する経費

このような徴収対象費目に対して、乗じる一定の負担率には次のような2種類の負担率が採用されている(平成17年度現在)。

K 1

$$= \{ (\text{下水道料金の収納単位数}) \div (\text{水道料金の収納単位数}) \} \times 1 / 2$$

このK 1は、上記(ア)(オ)及び(カ)に乘じられる。

$$K 2 = \{ (\text{徴収業務従事延人員}) \div (\text{総延人員}) \} \times K 1$$

このK 2は、上記(イ)(ウ)(エ)及び(キ)に乘じられる。

イ. 指摘事項

(ア) 負担率等の合理性について

負担率のK 1算定において、対象経費を水道料金の収納単位数から下水道料金の収納単位数に対応するよう変換し、その対象経費の半分を市が負担することとなっている。しかし、当該下水道料金徴収事務が多摩改革本部に対して委託されてもされなくても、水道料金の徴収業務を実施するに当たり発生するコスト(以下、これを「無関連原価」という。)、下水道料金徴収業務の委託により比例的にまたは変動的に発生するコスト(以下、これを「関連原価」という。)というように、コストの発生態様に差異が認められる2つのコスト群が認識できるものと考えられる。

前者の無関連原価としては、たとえば、(ア)量水器償却費、(イ)建物償却費、(ウ)器具償却費、(エ)一般管理経費の一部、(カ)量水器管理に要する経費及び(キ)事務所用建物修繕に要する経費などがその候補として考えられる。また、後者の関連原価としては、たとえば、(エ)一般管理経費の一部及び(オ)徴収経費の一部などがその候補として考えられる。

このように発生態様に差異が認められる無関連原価と関連原価に対して、現在までなんら区分することなく、一律に経費を折半していたことは、公営企業である下水道事業にとって大きな負担であったことは事実であり、その負担率自体合理性が認められないものと考えられる。

適正な負担率の候補として、関連原価に属する経費については、基本的に下水道事業が負担し、無関連原価については、折半よりも少ない負担割合で経費を按分することが合理的であるものと考えられる。

(イ) 対象経費の詳細把握について

下水道事業が経費負担する対象経費として、上記ア．概要に示された(ア)から(キ)までの徴収対象経費が合意されているが、そのような徴収対象経費の詳細な内訳が下水道部では把握されずに毎年支出されている。たとえば、(イ)建物償却費の建物の範囲とその合理性、(エ)一般管理経費の内訳とその合理性、(オ)徴収経費の内訳とその合理性などが具体的に検証されない状態で現在に至っている。

このような重要な積算根拠の情報を入手する努力は、下水道部の事務レベルでは非公式な場面で行われているようであるが、効果的な結果が得られていない。公式に多摩改革本部に対して積算データの詳細な内訳を提供されるよう部として要望されるべきものと考えられる。

上記(ア)及び(イ)については、下水道事業の経営成績(特に基準外繰入金金の削減等)にも多大な影響を与える負担金支出であることに鑑み、当該下水道使用料徴収対象経費の詳細の入手依頼や負担率の抜本的な見直しについて、正式な交渉を多摩改革本部に申し入れるよう、下水道部の経営者の決断に期待するものである。

流域下水道事業への維持管理負担金の支出について（意見）

試作として作成した行政コスト計算書やキャッシュ・フロー計算書の中でも、経常的なコスト等として重要性が高い項目のひとつは、流域下水道事業への負担金である。たとえば、行政コスト計算書において「経常費用」の中の「経常移転支出」・「補助金等支出」として集計されている金額、または、キャッシュ・フロー計算書において、「経常的支出」の中の「経常移転支出」として集計されている金額（いずれも約 21 億 70 百万円）の主たるものは、当該流域下水道事業への負担金である。ちなみに、平成 17 年度における流域下水道への維持管理負担金は、約 15 億 65 百万円である（流域下水道における処理区別には、南多摩処理区が約 4 億 24 百万円、浅川処理区が 5 億 31 百万円、秋川処理区が 6 億 9 百万円である。）。

ア．概要

流域下水道の維持管理負担金は、東京都下水道局流域下水道本部（以下、「流域下水道本部」という。）の維持管理費を流域下水道本部の業務活動により利益を受ける多摩市町村が負担するものである。この維持管理負担金の算定の基礎数値として、汚水処理量の m^3 当たり単価 38 円（以下、「基準単価」という。）が現在使用されている。この 38 円/ m^3 は、昭和 56 年から昭和 57 年にかけて東京都下水道局と関係市町村等との交渉の結果、従来からの 1 m^3 当たり単価 27 円（昭和 54 年度から昭和 56 年度の財政計画）を改定した結果、採用されたものである。

38 円/ m^3 の算定根拠は、昭和 57 年度から昭和 59 年度までの流域下水道の財政計画における支出額を処理水量で除した金額を基礎としている。たとえば、当該計画期間の支出額は、182 億 1,660 万 4 千円であり、計画処理量は、4 億 5,541 万 8 千 m^3 とされていた。したがって、約 40 円/ m^3 の単価が算定されていたが、交渉等の結果により、38 円/ m^3 に決着したものであった。

ちなみに、下水道法においては、流域下水道等を管理する都道府県が、流域下水道等により利益を受ける市町村に対してその利益の限度において維持管理等に要する経費を負担させる場合には、当該市町村の意見を聴いたうえで、当該都道府県の議会の議決を経て負担金額を定めなければならないとされている（下水道法第 31 条の 2 第 1 項、第 2 項）。

イ. 意見

(ア) 決算ベースの基準単価の算定について

流域下水道負担金の算定のための基準単価（38 円 / m³）は、基準となる算定期間の計画数値に基づいて設定されたものである。このようにして設定された基準単価は常に実績数値である決算数値によって検証されることにより、市の支出金額の合理性が担保されるものと考えなければならない。確かに、八王子市下水道部の事務担当者の間では、当該流域下水道負担金に関する水準の妥当性に関してこれまでも複数回の議論がなされているようである。また、流域下水道本部の決算説明会などでも、同様の趣旨の質問を下水道部担当者が行っているようである。しかし、今日までに当該流域下水道負担金の基準単価の検討作業について、流域下水道本部と関係市町村との間で、公式な会議等が設定されたという事実は確認できなかった。

公営企業としての位置づけを有する市の下水道事業にとって、収益的支出の重要な部分を占めている当該負担金であるため、市の下水道部の経営者は、正式な議題として関係者の間で議論ができる定期的な会議を設定するよう、努力されることを期待する。

ちなみに、平成 16 年度から平成 18 年度の流域下水道における維持管理収支計画（『経営計画 2004』平成 16 年 2 月公表）では、当該計画期間 3 年間の支出総額は 468 億円であり、その間の累積処理水量は 1,243 百万 m³であった。したがって、汚水処理量 1 m³当たりの基準単価は 37.65 円 / m³と算定することができる。一方、平成 16 年度の決算データによると、支出額が 136 億円であり、処理水量は 421 百万 m³となっており、実績ベースの単価は、32.3 円 / m³であると確認することができる。計画ベースの基準単価 38 円 / m³と実績ベースの単価 32.3 円 / m³（平成 16 年度）との差額は、流域下水道本部の剰余金として内部留保されているものと考えられる。

また、流域下水道本部の維持管理収支計画の数値を見ると、結果として、維持管理負担金などの収入計画数値は低めに、基準単価を算定するための支出計画額（分子）は高めに、同じく処理水量（分母）は低めに設定されていたことになる。このことを、平成 16 年度の計画と実績との比較分析を行うことにより説明すると、次のよう

に見ることも可能である。すなわち、計画上、関連する市町村からの維持管理負担金収入は、総額として決算金額（161億円）よりも抑制された金額（158億円）で設定されており、保守的に見積もっていることは理解できるが、基準単価は、高めに設定されているため、計画上、低めに設定されていた汚水処理量（分母）が実績（421百万 m^3 ）で計画（409百万 m^3 ）を上回ったことも寄与して（13百万 m^3 の対計画比増加）、実績の剰余金（25億円）が計画数値（5億円）を大きく上回っているのである。一方、基準単価の算定上の分子である支出額は、計画上153億円であるが、17億円の支出削減により実績数値は136億円となっている。このような支出削減の効果は、主要な収入項目の負担金収入の基礎数値である基準単価に反映されるべきものと考えられるのもひとつの合理的な意見である。なぜなら、公営企業は、独立採算の原則に基づき、業務に要したコストをすべて回収することが求められているが、必要以上の利益剰余金を留保することまで認められるものではないためである。

したがって、本来であれば汚水処理量 m^3 当たり5.7円/ m^3 の単位差額は、支出元である八王子市下水道部に戻し入れされるべきであるが、流域下水道負担金制度では、そのような制度設計にはなっていないものと考えられる。

しかし、現実の決算に合わせて適正な負担金の額が算定されなければならないのは当然のことであるため、前述のとおり、基準単価の見直しを定期的を実施する関係者の会議を設ける努力は怠ってはならない。

（イ）利益剰余金の使途について

（ア）で説明したように、流域下水道で発生した利益剰余金について、『経営計画2004』によると、次のような活用策が説明されている。

平成15年度末の利益剰余金の残高（予算ベース）99億円に対して、計画期間末の平成18年度には、利益剰余金が78億円に減少する予定である。これは、その使途のひとつとして改良事業への財源に利益剰余金を充当することを予定していたためである。

また、平成18年度からは、平成17年度までに完成予定の多摩上～八王子水再生センター連絡管事業の効果を検証した上で、他の処理区の水再生センターの連絡管事業への財源充当を予定している。

このような計画は、関係市町村に対して文書により協議を行うことが必要であるものと考えられる。なぜなら、流域下水道の建設経費の負担方法については、従来から、当該建設により利益を受ける処理区の市町村に対する負担として、維持管理負担金とは別に、建設負担金を徴収してきたものであり、従来からのルールを事実上変更することになるからである。今回の事実上のルール変更について、正式な協議があったという回答を、下水道部からは得ていない。

また、関連する水再生センター間の連絡管事業への利益剰余金の充當を予定しているとされるが、収益的収支に属する「改良積立金」や「建設積立金」からの取り崩しにより、当該建設事業の経費を賄うことは原則として会計理論上は許されないものと考えられる。なぜなら、当該連絡管事業は、資本的収支に区分されているものと考えられるためである。

そもそも、利益剰余金の源泉は、基準単価と実際の単価に差額が生じていることによるものであると判断されることから、このような利益剰余金は、まず、関係市町村の維持管理負担金の軽減に使用されるべきものと考えることが合理的である。なぜなら、関連する市町村の下水道事業の基準外繰入（資金不足）の金額は少ないわけではなく、その補填は、一般会計からの繰入金で賄われている現状があるからである。そして、その一般会計からの繰入金の受入れは、受益者負担による収入で業務実施のコストを賄うべきであるとする公営企業に対して、例外的に市税という一般財源を投入していることを意味しているのである。

(ウ) 将来に向けた維持管理負担金の低減について

流域下水道本部の経営計画に示されている「事業効率化に向けて利益剰余金を活用」することと「維持管理費の縮減と都及び市町村の建設費負担を軽減する」ことをどのように合理性及び実現可能性を担保して、計画化されていくかについて、市下水道部は流域下水道本部に対して明確に説明を受けられるよう努力する必要がある。そのことは、流域下水道本部が利益剰余金の活用について各市町村に理解を求める際に展開した論理を実現させ、将来的には維持管理負担金の低減を実現する方向性を共有することにつながることとなる。

(イ)で述べたように、基準単価が実績単価よりも高いために利益剰余金が発生しているのであれば、維持管理負担金の低減を即座に求めることも市町村の合理的な意思決定のひとつである。しかし、流域下水道本部が経営計画で示したとおり、利益剰余金の活用により将来の維持管理費の縮減等につながる施策を実施することを認める立場からは、当該経営計画の合理性や実現可能性を十分に評価し、その施策の進捗を監視することも重要になるものと考えられる。下水道使用料や受益者負担金で事業コストを賄いきれていない現状では、流域下水道事業の維持管理費の負担金の縮減計画等を監視し、公共下水道事業の主要なコストのひとつである維持管理負担金を適正化する努力を、下水道部経営者に強く求めるものである。

受益者負担金の収入未済の管理について（指 摘）

試作として作成した貸借対照表の資産の部に表示されている未収金のうち、受益者負担金の収入未済については、約1億3百万円を計上しており、金額的にも重要性が高く、債権の回収可能性を判断する上でも未収金の管理は特段の注意義務が要求されるものである。

ア．概 要

下水道事業受益者負担金とは、下水道の布設に伴い地価等の上昇など経済的な利益を受ける事業者等に対して、賦課徴収される負担金である。受益者負担金の額を年4期5年間（全期間で20期）で、徴収するものであり、その徴収に当たり、調定金額に対して入金がなされない場合、収入未済が発生する。また、この収入未済に関して、時効が成立すると（通常は5年または会社の破産等の一定の事実の成立など）、不納欠損処理（損失処理）を行う必要がある。なぜなら、資産性のない項目を決算書上、「収入未済」の欄に表示することは、誤りであるからである。

このような受益者負担金の収入未済の額の年度推移は次のとおりである。

【受益者負担金の収入未済年度推移】

(単位；円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
現年度分	32,701,100	29,804,703	31,903,724	29,531,500
滞納繰越分	68,425,300	74,753,700	72,524,547	73,948,471
収入未済合計	101,126,400	104,558,403	104,428,271	103,479,971
不納欠損額	6,651,760	13,983,600	11,072,600	9,722,100

イ. 指摘事項

(ア) 時効による不納欠損処理について

受益者負担金の収入未済は下水道事業の債権であるため、正当な注意により徴収努力を行わなければならないものである。このような徴収努力にもかかわらず、5年の間に入金がなされない場合債権の消滅事項が発生し、不納欠損処理を行わざるを得ない状況も発生する。また、当該受益者負担金の債務者が法人であった場合、破産等の発生により、5年間の時効成立期間の経過を待たずして債権が資産性を持たなくなり、不納欠損処理を行う事態もまた発生する。

次の表は、過去4年間の不納欠損の発生状況を、年度別に示したものである。

【不納欠損年度別発生額】

(単位；円)

区 分	不納欠損合計	平成 17 年度分	平成 16 年度分	平成 15 年度分	平成 14 年度分	平成 13 年度分	平成 12 年度分	平成 11 年度分
平成 17 年度	9,722,100 (342,600)	0 (164,400)	0 (72,700)	0 (47,200)	0 (42,400)	0 (15,900)	7,356,700	2,365,400
区 分	不納欠損合計	平成 16 年度分	平成 15 年度分	平成 14 年度分	平成 13 年度分	平成 12 年度分	平成 11 年度分	平成 10 年度分
平成 16 年度	11,072,600	64,000	64,000	64,000	78,900	12,900	8,170,800	2,618,000
区 分	不納欠損合計	平成 15 年度分	平成 14 年度分	平成 13 年度分	平成 12 年度分	平成 11 年度分	平成 10 年度分	平成 9 年度分
平成 15 年度	13,983,600	2,995,100	217,800	162,200	222,400	171,400	8,384,500	1,830,200
区 分	不納欠損合計	平成 14 年度分	平成 13 年度分	平成 12 年度分	平成 11 年度分	平成 10 年度分	平成 9 年度分	平成 8 年度分
平成 14 年度	6,651,760	0	0	0	0	0	5,348,400	1,303,360

注；平成 17 年度各年度の()の金額は法人の破産等により不納欠損を行っていたら、処分されたであろう不納欠損金額を表している。

この表からわかるとおり、平成 14 年度までは、法人の破産等に基づく受益者負担金の収入未済に関する資産性の喪失による不納欠損

処理がその発生の都度実施されてこなかったことがわかる。このような状況では、下水道事業特別会計の歳入歳出決算書において、収入未済の金額について、その収入未済に関する資産性の喪失にもかかわらず、過大に表示されていたこととなり、決算書を閲覧する市民等に対して誤解を与えていたこととなる。

これに対して、平成 15～16 年度は、当該収入未済の資産性の喪失の都度、不納欠損処理を行い、収入未済管理の合理化や決算情報の信頼性の向上を図っている。これは、市税等の収納率向上策として、滞納解消対策本部が設置され、破産等の情報収集がしやすくなったためである。

しかし、平成 17 年度については、このような不納欠損処理を行わなかった。法人の破産等により資産性が喪失した場合には、決算情報（歳入歳出決算書及び貸借対照表に表示される財務情報）の信頼性の向上のために、また、収入未済管理の合理化などのためにも、適時適切に不納欠損処理を行うことを要望する。

ちなみに、平成 17 年度の決算において、法人の破産等により収入未済が資産性を失ったと判断できる案件は、年度別の延件数では 12 件発生しており、その総額は 342,600 円であった。

類似団体の財務データとの比較について（意見）

ア．比較の必要性とその限界について

下水道事業の経営状況を評価するためには、他の経営主体との比較が有効な手法の一つとなる場合が多い。確かに、下水道事業の経営比較においても、施設規模や汚水処理量などの違いが存在し、厳密に他の経営主体の状況と比較することは難しい面もあるが、そのような条件の相違を考慮に入れながらも、他の経営主体との経営状況の違いを見ることにより、八王子市下水道事業の強みや弱みの状況が相対的に把握されることは重要なことであると考えられる。

イ．経営状況の比較に当たって

八王子市公共下水道事業の経営状況を財務面等から評価する際に、その評価の比較対象とされる団体を次のような条件で選択した。

(ア) 八王子市公共下水道事業と同様に、地方公営企業法（財務規定）

の適用がなされていないこと。

- (イ) 処理区域内人口が比較的近いこと。
- (ウ) 汚水処理水量が比較的類似していること。
- (エ) 施設規模等が比較的類似していること。
- (オ) 基準外の繰入金（特に収益的収支）が比較的少ないこと。

このような条件に適う経営主体はそれほど多くない。それは、八王子市公共下水道事業の規模が、地方公営企業法の非適用団体としては大きいためであるかもしれない。しかし、上記 5 つの条件に適する団体を 2 つ（A市とO市）選定し、その決算データを加工することにより、特徴点を把握することができるようにした。その際の評価の指標としては、次のような指標を用いた。

- (ア) 処理区域内人口 1 人当たり決算データ
- (イ) 年間処理水量 1 m³当たり決算データ
- (ウ) 管路延長 1 単位当たり決算データ

このような指標を採用した理由は、受益者である処理区域内の市民 1 人当たりの決算データが基本となる指標と考えたこと、また、下水道事業のサービスは汚水の処理等であるため、そのサービスとしての汚水処理量 1 m³当たりの決算データが有効であると考えたこと、さらに、管路維持管理費に対しては、管路 1 延長距離当たりの決算データが有効な指標であると考えたためである。

ウ．経営状況の比較の結果について

- (ア) 処理区域内人口 1 人当たり決算データ

今回比較の対象としたA市とO市の処理区域内人口は、八王子市が、509,998 人に対して、A市が 218,035 人、O市が 232,630 人であった。この処理区域内人口 1 人当たりの総収益は 18,872.7 円 / 人、総費用は、13,703.9 円 / 人であり、総収益ではA市とO市の間であるが、総費用はA市やO市よりも低いのが特徴である。その総費用 13,703.9 円 / 人のうち、その他の費用 5,690.9 円 / 人の割合はO市より低く、A市よりも高くなっている。この中には、流域下水道維持管理費負担金や下水道使用料徴収事務委託料などが含まれている。

区 分	処理区域内人口単位当たり金額		
	八王子市	O市	A市
按 分 基 準	509.998	232.630	218.035
単 位	人/1,000	人/1,000	人/1,000
	(円/人)	(円/人)	(円/人)
収益的収支			
総収益	18,872.7	16,486.3	29,852.7
営業収益	16,613.4	13,762.7	28,252.8
料金収入	14,393.1	11,232.9	18,483.9
雨水処理負担金	2,220.3	2,529.7	9,729.3
受託工事収益	0.0	0.0	0.0
その他収入	0.0	0.0	39.7
営業外収益	2,259.3	2,723.6	1,599.8
国庫補助金	0.7	0.0	90.4
都道府県補助金	0.0	0.0	0.0
他会計繰入金	2,200.7	2,687.1	1,316.3
その他収入	57.9	36.5	193.1
総費用	13,703.9	15,994.5	21,105.4
営業費用	6,451.2	8,223.0	9,241.0
職員給与費	760.3	1,174.7	3,680.4
受託工事費	0.0	0.0	0.0
その他	5,690.9	7,048.3	5,560.6
営業外費用	7,252.7	7,771.5	11,864.4
支払利息	7,252.7	7,771.5	11,864.4
収支差引	5,168.8	491.8	8,747.3
資本的収支			
資本的収入	23,325.6	46,058.9	38,064.9
地方債	14,735.2	22,308.0	15,149.9
他会計補助金	3,800.4	11,575.9	2,673.3
国庫補助金	3,260.9	8,577.7	13,296.1
都道府県補助金	194.3	318.1	0.0
工事負担金	1,210.5	2,628.7	759.0
その他	124.4	650.5	6,186.7
資本的支出	28,505.9	46,519.0	46,682.2
建設改良費	18,159.3	36,532.1	24,398.6
職員給与費	803.2	1,041.0	1,271.9
その他	17,356.0	35,491.1	23,126.7
地方債償還費	10,346.6	9,283.2	16,645.2
その他	0.0	703.7	5,638.5
収支差引	5,180.3	460.1	8,617.3
収支再差引	11.5	31.7	130.0

次の表を見ると、このような費用の発生状況の内訳がわかる。たとえば、その他の内訳として、流域下水道管理運営費負担金という科目の数値（3,068.1円/人）やその他の数値（1,196.6円/人）について他の団体と比較すると、大きな差異があることがわかる。

区 分	処理区域内人口単位当たり金額		
	八王子市	O市	A市
按 分 基 準	509.998	232.630	218.035
単 位	人/1,000	人/1,000	人/1,000
	(円/人)	(円/人)	(円/人)
維持管理費			
管渠費			
職員給与費	275.9	361.7	508.0
修繕費	246.9	311.2	263.2
材料費	3.4	0.0	29.2
路面復旧費	21.4	30.5	0.0
委託料	82.8	886.5	115.1
その他	27.9	68.5	32.9
管渠費計	658.3	1,658.4	948.4
うち、汚水処理費	561.7	1,009.5	496.7
うち、雨水処理費	96.6	648.9	451.7
うち、その他			
処理場費			
職員給与費	331.1	509.2	1,912.0
動力費	286.4	142.0	663.3
うち電気料	239.8	139.4	662.4
修繕費	241.9	320.2	220.2
材料費	0.0	49.0	2.4
薬品費	27.4	73.0	295.5
委託料	443.7	138.5	1,463.5
その他	32.1	97.1	165.2
処理場費計	1,362.6	1,329.0	4,722.1
うち、汚水処理費	1,043.4	1,120.5	4,206.1
うち、雨水処理費	285.0	69.9	458.5
うち、その他	34.3	138.6	57.6
その他			
職員給与費	153.3	210.2	558.2
流域下水道管理運営費負担金	3,068.1	3,602.3	190.4
委託料	12.3	472.7	649.7
その他	1,196.6	35.6	940.9
その他計	4,430.3	4,320.8	2,339.2
うち、汚水処理費	4,381.2	3,974.1	2,005.6
うち、雨水処理費	0.0	181.4	76.0
うち、その他	49.1	165.4	257.6
維持管理費計	6,451.2	8,223.0	9,245.1
汚水処理費	5,986.4	6,413.4	7,543.7
雨水処理費	381.6	1,505.6	1,369.7
水質規制費	34.3	113.9	37.5
水洗便所等普及費	45.4	23.0	90.1
不明水処理費	0.0	167.1	38.6
高度処理費	3.7	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	165.5

(イ) 年間処理水量 1 m³当たり決算データ

比較の対象としたA市とO市の年間処理水量は、八王子市が、67,909,636 m³に対して、A市が 35,224,126 m³、O市が 28,293,956 m³であった。この年間処理水量 1 m³当たりの総収益は 141.7 円 / m³、総費用は、102.9 円 / m³であり、総収益ではA市とO市の間であるが、総費用はA市やO市よりも低いのが特徴である。その総費用のうち、職員給与費 5.7 円 / m³の低さが、他の団体と比較して際立っている。

なお、ここでの分析では各市の下水道事業の特徴を概括的に比較しているため、経営指標としての年間処理水量 1 m³当たりコスト等の算出に際して、各市における比較条件の相違点（単独処理場数及びその処理水量並びに流域下水道での処理水量などの区分）を厳密には考慮していないことを留保しておく。重要なことは、経営指標分析において比較数値に差異が生じた場合に、どのような要因がその差異に大きく影響しているのかを細分析することであるが、そのような細分析のきっかけ（第 1 段階の分析）においては、異常な数値を把握するために許容できる範囲で統一的な比較尺度を設定し分析することである。

その第 1 段階の分析において次のようなことが把握できる。すなわち、八王子市の公共下水道の単位当たり費用は、他の団体に比較して概ね低いのであるが、その中で、流域下水道管理運営費負担金（23.0 円 / m³）はO市より低く、A市よりも高い。また、その他の費用（9.0 円 / m³）は、他の団体と比較して低いということはなく、むしろ高いと判断できる。

このような状況を示したものが、次の 2 つの表である。

区 分	年間処理水量単位当たり金額		
	八王子市	O市	A市
按 分 基 準	67,909.636	28,293.956	35,224.126
単 位	m ³ /1,000	m ³ /1,000	m ³ /1,000
	(円/m ³)	(円/m ³)	(円/m ³)
汚水処理水量	56,291.741	26,869.180	29,528.249
雨水処理水量	11,617.895	1,424.776	5,715.877
収益的収支			
総収益	141.7	135.5	184.8
営業収益	124.8	113.2	174.9
料金収入	108.1	92.4	114.4
雨水処理負担金	16.7	20.8	60.2
受託工事収益	0.0	0.0	0.0
その他収入	0.0	0.0	0.2
営業外収益	17.0	22.4	9.9
国庫補助金	0.0	0.0	0.6
都道府県補助金	0.0	0.0	0.0
他会計繰入金	16.5	22.1	8.1
その他収入	0.4	0.3	1.2
総費用	102.9	131.5	130.6
営業費用	48.4	67.6	57.2
職員給与費	5.7	9.7	22.8
受託工事費	0.0	0.0	0.0
その他	42.7	58.0	34.4
営業外費用	54.5	63.9	73.4
支払利息	54.5	63.9	73.4
収支差引	38.8	4.0	54.1
資本的収支			
資本的収入	175.2	378.7	235.6
地方債	110.7	183.4	93.8
他会計補助金	28.5	95.2	16.5
国庫補助金	24.5	70.5	82.3
都道府県補助金	1.5	2.6	0.0
工事負担金	9.1	21.6	4.7
その他	0.9	5.3	38.3
資本的支出	214.1	382.5	289.0
建設改良費	136.4	300.4	151.0
職員給与費	6.0	8.6	7.9
その他	130.3	291.8	143.2
地方債償還費	77.7	76.3	103.0
その他	0.0	5.8	34.9
収支差引	38.9	3.8	53.3
収支再差引	0.1	0.3	0.8

区 分	年間処理水量単位当たり金額		
	八王子市	O市	A市
按分基準	67,909.636	28,293.956	35,224.126
	m ³ /1,000	m ³ /1,000	m ³ /1,000
単 位	(円/m ³)	(円/m ³)	(円/m ³)
汚水処理水量	56,291.741	26,869.180	29,528.249
雨水処理水量	11,617.895	1,424.776	5,715.877
維持管理費			
管渠費			
職員給与費	2.1	3.0	3.1
修繕費	1.9	2.6	1.6
材料費	0.0	0.0	0.2
路面復旧費	0.2	0.3	0.0
委託料	0.6	7.3	0.7
その他	0.2	0.6	0.2
管渠費計	4.9	13.6	5.9
うち、汚水処理費	5.1	8.7	3.7
うち、雨水処理費	4.2	106.0	17.2
処理場費			
職員給与費	2.5	4.2	11.8
動力費	2.2	1.2	4.1
うち電気料	1.8	1.1	4.1
修繕費	1.8	2.6	1.4
材料費	0.0	0.4	0.0
薬品費	0.2	0.6	1.8
委託料	3.3	1.1	9.1
その他	0.2	0.8	1.0
処理場費計	10.2	10.9	29.2
うち、汚水処理費	9.5	9.7	31.1
うち、雨水処理費	12.5	11.4	17.5
うち、その他	0.3	1.1	0.4
その他			
職員給与費	1.2	1.7	3.5
流域下水道管理運営費負担金	23.0	29.6	1.2
委託料	0.1	3.9	4.0
その他	9.0	0.3	5.8
その他計	33.3	35.5	14.5
うち、汚水処理費	39.7	34.4	14.8
うち、雨水処理費	0.0	29.6	2.9
うち、その他	0.4	1.4	1.6
維持管理費計	48.4	67.6	57.2
汚水処理費	54.2	55.5	55.7
雨水処理費	16.7	245.8	52.2
水質規制費	0.3	0.9	0.2
水洗便所等普及費	0.3	0.2	0.6
不明水処理費	0.0	1.4	0.2
高度処理費	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	1.0

(ウ) 管路延長1単位当たり決算データ

比較の対象としたA市とO市の管路延長は、八王子市が、1,848 km に対して、A市が 977 km、O市が 1,253 kmであった。この管路延長 1 km当たりの管渠の維持管理経費は 181.7 円/kmであり、他の団体と比較すると最低の水準であることがわかる。その要因としては、職員給与費や委託料の金額の相違にある。

ただし、修繕費については、八王子市が 68.1 円/kmであるのに対して、A市は 58.7 円/km、O市は 57.8 円/kmであり、八王子市が一番割高であるような結果となっている。

区 分	管路延長単位当たり金額		
	八王子市	O市	A市
按 分 基 準	1,848	1,253	977
	km	km	km
単 位	(円/km)	(円/km)	(円/km)
汚水管	1,444	821	744
雨水管	303	151	39
合流管	101	101	194
維持管理費			
管渠費			
職員給与費	76.1	67.2	113.4
修繕費	68.1	57.8	58.7
材料費	0.9	0.0	6.5
路面復旧費	5.9	5.7	0.0
委託料	22.8	164.6	25.7
その他	7.7	12.7	7.4
管渠費計	181.7	307.9	211.6
うち、汚水処理費	198.4	286.0	145.6
うち、雨水処理費	162.5	999.8	2,525.4

(I) 分析結果からのひとつの傾向について

上記の(ア)から(ウ)までの分析から、一定の傾向を導き出すことができる。

八王子市公共下水道の財務データは、一般会計繰入金の金額が比較的少ない団体と比較した場合、収益も費用も決して劣った数値を表していない。

費用面では、特定の費用項目に高めの特徴が表れているものも

ある。特に、流域下水道管理運営負担金やその他の費用項目（下水道使用料徴収業務委託等）の金額の単位当たり指標値については、他の団体との差異が大きいなどその特徴が表れているものと考えられる。

このような傾向の原因分析を決算分析として実施し、当該原因の解消のための努力を行うことを期待するものである。

北野処理区の流域下水道事業への編入問題について（意見）

ア．当該編入問題の概要について

北野処理区は、八王子市の公共下水道事業の中でも最も早い時期から整備された下水道である（昭和30年度事業認可）。平成17年度末現在の北野処理区の下水道普及率は、100.0%である。また、北野処理場は、昭和44年からの供用開始であり、施設等の老朽化は年々進行している状況である。

このような単独処理区は、多摩地域には八王子市を含めて4市（八王子市北野処理区、立川市錦町処理区、三鷹市東部処理区、町田市町田処理区及び鶴川処理区）が存在し、東京都下水道局流域下水道本部が運営している流域下水道事業への編入問題が、近年浮上している。たとえば、平成13年7月に設置された「多摩地域の下水道事業のあり方に関する検討会」において、単独処理区のあり方に関する課題と方向性等を検討している。その要旨を掲載すると次のとおりである（『多摩地域の下水道事業のあり方』（平成14年3月））。

（ア）その課題としては、次のような事項がある。

多摩川は河川水量に占める下水処理水量の割合が大きく、流域処理場と単独処理場が高度処理や合流式下水道の改善を実施しなければ、多摩川の水質改善には不十分であること。

単独処理区を抱える4市においては、下水道管渠に加え、処理場施設及び設備を更新する必要があるが、起債の償還と更新経費が重なるため、下水道料金の改定、一般会計からの補填等、財源確保等が必要となること。

八王子市は平成27年に起債償還額のピークを迎えることとなり、市の財政をさらに圧迫する要因になっていること（なお、監査時

点である平成 18 年度現在では、起債償還額のピークは平成 25 年度と見込まれている。)

- (イ) 多摩地域の水環境の向上と都民の負担の軽減という両面から、単独処理区を存続した場合と流域下水道に編入した場合とを検討した結果は次のとおりであった。

流域下水道に編入した場合、スケールメリットが働き、流入水量、水質の時間変動が少なく、安定した高度処理が可能となること。

八王子市北野処理区等の流域編入に伴う放流先河川の変更により、従来の放流先である浅川などの流量に変化を生じさせること。

高度処理、合流式下水道の改善などの今後の新規設備の整備費及び施設の更新経費など今後の投資額と、流域編入に伴う接続管渠、水処理、汚泥処理施設の増設費等を比較検討した結果、八王子市北野処理区などは流域下水道へ編入する方が、総投資額が低くなると算定された。

- (ウ) 流域下水道への編入に伴う効果については次のとおりとされた。

3 処理区ごとの試算によると、3 つの処理区の編入により建設事業費（高度処理、合流改善、処理場増・改築等）の軽減額として、約 50～200 億円、また、維持管理費の低減額として、年間約 3 億～5 億円の効果が見込まれること。

流域下水道へ編入し、高度処理を着実に実施することにより、河川環境及び河川水質等の環境リスク管理の充実や汚泥処理、水質監視業務等の効率化、さらには都民全体としての負担額軽減を図ることが可能となること。

- (エ) 流域下水道への編入等の実現に向けて次のような項目を今後検討する必要がある。

流域下水道の財源構成から都の負担額は増加するため、流域下水道への編入に伴う都と市の事業費負担のあり方を検討すること。

流域下水道への編入に伴う編入市、関係市町村の事業費負担のあり方を検討すること。

流域下水道への編入に伴う単独処理場の用地の活用を検討すること。

単独処理場からの放流水がなくなることに対して、河川維持用

水等の水量確保を図る方策を検討すること。

イ. 当該編入問題に対する下水道部の対応について

このような北野処理区の流域下水道編入問題は、既存の北野処理場等の資産管理等のあり方と流域下水道への編入後の維持管理負担金及び建設負担金の増加など、資産の減少とコストの増加を伴い、一方で、北野処理場等の直接的な管理運営経費の減少等というコストの減少をもたらすことが予想される。

しかし、ア.で引用した『多摩地域の下水道事業のあり方』(以下、「『あり方』報告書」という。)でも指摘されているように、次のような課題が解決されなければならないものとされている(『あり方』報告書 43頁)。

- (ア) 関係市町村間で調整されるべき問題として、流域下水道編入に伴う過年度投資額の清算について
- (イ) 流域編入後の新規施設の建設事業費の負担割合とその負担額について
- (ウ) 流域編入に必要な接続管渠など新たな施設の建設事業費とその負担割合について

このような課題に対して、今後、東京都や八王子市が行う関係機関等との調整協議のため及び流域別下水道整備総合計画に位置づけるための素案及び基礎資料とするために、下水道部は「八王子市単独処理区の流域下水道編入に関する検討会」及び同「専門部会」(以下、「検討会等」という。)を平成 18 年度に設置し、東京都と八王子市との間の協議を行っている。

平成 18 年 6 月に開催された第 1 回目の検討会等において、次のような検討などがなされている。

(ア) 両者の共通認識として

北野処理区 969ha の流域下水道へ編入を予定していること。

流域下水道の八王子水再生センターにおいて、北野処理区の下流における汚水処理量のすべてと合流における 1 Q を受け入れること。

現在の北野下水処理場をサテライト的な処理場として検討すること。

合流部分の 3 Q までを受け入れてもらえるよう今後検討する

こと。

北野処理区の編入問題に関して、浅川水系の下流域の取水権等の問題（河川流量の維持の問題）が解決されなければならないこと。

(イ) 国が進めている流総計画の見直し等について

東京湾流総計画の見直しが平成 16 年から進行しており、それを受けて、東京都の流総計画が取りまとめられようとしていること。

その影響として、各河川の水量の確保の問題や河川環境への配慮の問題が考慮されなければならないこと。

ウ．当該編入問題に対する課題とその対応について

北野処理区の流域下水道への編入問題は、上記でこれまでの経緯を見てきたように、単に北野処理区の下水道施設等のあり方の問題だけではなく、その既存のまたは将来的な施設整備計画とその負担割合の決定の問題、維持管理負担金の適正化または改定の問題、さらには、河川環境の問題として、浅川水系の定常流量の確保の問題（流域市の取水権に係る解決すべき問題）と河川水質の規制強化への対応の問題など、さまざまな問題を内包している。また、北野処理区の編入問題が解決されるまで、施策として進めることができなかつた汚水の高度処理の施設整備等が検討課題としてあがってくることも確かである。

北野処理区の編入が実際に実施される時期は、上記のような動きが順調に進展した場合でも、平成 20 年代の中盤以降であると予想されるが、そのための準備は現時点でも怠ってはならないものと考えられる。この北野処理区の編入問題が下水道事業に与える影響として、財務的な側面から考えると、次のような経費等の負担割合が検討されるべきものと考えられる。その検討の際には、利益を受ける周辺市町村との負担割合の明確化のために十分な話し合いが行われなければならない問題であると予想される。

(ア) 北野処理場の管理運営経費またはサテライト的施設の建設・管理運営経費

(イ) 流域下水道への管渠等接続経費

(ウ) 高度処理施設建設のための負担割合

- (イ) 流域下水道への建設負担金及び維持管理負担金
- (オ) 編入に当たっての流域下水道の既存の施設等の負担金など

このような課題について、将来の適当な時点で市民等に対して問題点・論点の内容を開示し、説明を行う必要があるものと考えられる。なぜなら、北野処理区のあり方（編入・高度処理）の問題は将来、下水道事業の経営に対して大きなウエイトを占める問題であり、それは下水道事業の財政に対する負担の内容に影響を与えるからである。この問題の解決のための方向性を選択するためには、財政負担の問題も含め、多様な内容を十分検討する必要がある。

これまで見てきたように、下水道事業は受益者負担を原則とし独立採算をめざすべき公営企業と位置づけられている。現状は、約 8 億円程度の収益的収支における基準外繰入金（資金面での赤字補填）を一般会計から受けている。その財源は、市税を中心とする一般財源である。したがって、北野処理区のあり方（編入・高度処理）に伴う財政負担が最小限に抑制されるよう、十分に多様な内容を検討し、調整を行う必要がある。監査の実施時点では、北野処理区のあり方に対応する流域下水道への負担金の額は未定であるとされるが、それを負担する市民がこの問題の最大の利害関係者である。したがって、下水道部は、市民に対し北野処理区の編入問題に関する現在の戦略的な対応等について、適時適切に情報を提供する努力を怠ってはならない。

たとえば、検討会等の進捗状況の公表を行うことや近い将来北野処理区が編入された場合の財政面、河川環境面などへの影響の問題などを市のホームページなどでわかりやすく説明するなどの工夫がなされることも検討する必要があるものと考えられる。

2. 下水道使用料の減免について

(1) 概要

下水道使用料の減免制度について、八王子市下水道条例（第30条）及び同条例施行規則（第23条）に基づきその事務処理が行われている。その中に「生活保護世帯」及び「市長は公益上その他特別な事情があると認めたとき」という条項があり、条例・規則の委任を受け、市長の判断により減免の処分がなされている。その判断については、東京都議会付帯決議に基づく基準などを採用している。

平成17年度の減免の状況については次のとおりである。

平成17年度下水道使用料減額統計

（単位：円）

用途	世帯数	金額	用途	世帯数	金額
医療施設	17	11,657,732	保育園	33	3,439,572
皮革関連企業	0	0	民生・大衆食堂	3	4,994
めっき業	2	1,091,032	食肉小売業	4	18,855
かまぼこ水産加工業	0	0	大衆すし店	2	5,759
こんにゃく製造業	0	0	水産物中卸業	0	0
あん類製造業	0	0	簡易宿所営業等	1	937
ソース製造業	0	0	理容業	13	9,635
染色整理業	1	12,600	美容業	13	15,379
つけ物製造業	0	0	パン製造小売業	1	3,094
そうざい製造業	0	0	クリーニング業	7	21,333
つくだ煮製造業	0	0	魚介類小売業	0	0
ハム・ソーセージ製造業	0	0	豆腐製造小売業	2	3,410
めん類製造業	0	0	日本そば店	16	26,841
公衆浴場営業	6	116,800	中華そば店	5	5,727
公衆用栓	76	1,477,121	野菜小売業	1	9,450
社会福祉施設	27	6,296,542	平成17年度合計	230	24,216,813
			平成16年度合計（参考）	235	22,246,422

注；減額統計の世帯数は、実際に減額を受けたもので、申請者数ではない。

平成17年度下水道使用料減免統計

(単位：円)

用 途	世帯数	金 額	用 途	世帯数	金 額
生活保護世帯(生活扶助)	3,023	17,855,208	住宅扶助	0	0
児童扶養手当受給世帯	1,792	10,054,800	教育扶助	0	0
特別児童扶養手当受給世帯	365	2,198,826	医療扶助	0	0
旧母子・準母子福祉年金受給世帯	27	57,036	免除混在	14	54,096
高齢者世帯	1	7,056	平成17年度合計	5,222	30,227,022
			平成16年度合計(参考)	4,269	26,279,190

(2) 手 続

下水道使用料の減免に係る関連書類の監査を実施することにより、当該事務手続きの合规性等を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、下水道使用料の減免に関する事務処理については、その根拠となる条例及び規則等に基づき適正に実施されていた。なお、この監査結果に付随して次のような意見を述べることとする。

下水道使用料減免の判断基準について(意 見)

概要で記載したとおり、「市長は公益上その他特別な事情があると認めるとき」という条項の判断に当たっては、東京都議会付帯決議に基づく基準などが事実上使用されているが、市の規則等に記載されていない。本来、下水道使用料の減免の具体的な判断に当たって、公平性の面からもその判断基準の明文化が求められるものと考えられることから、当該判断基準の明文化を検討されたい。

現在の減免実態に関する検証の実施について(意 見)

現在の減免の実態については、下水道を使用しているものが当初に減免を申請し市が審査及び処分等を行ったものが、継続的に減免されており、生活保護世帯などを除き、要件等の検証を定期的に行っていない。このような状況では、当初認められた要件に変更があったときには、不

公平になってしまう場合もあると考えられる。

したがって、当該減免制度を継続する限りは、現在の減免対象者の要件について再度検証し、ルールを定め、定期的に検証する体制を構築することを要望する。

減免制度の存続について（意見）

概要に記載したとおり、下水道使用料の減免の主要なものとしては、生活保護世帯や経済的支援が必要とされる市民に対するものや病院、社会福祉法人など公共的な事業を担っている施設に対するもの等が制度として設定されている。

平成 17 年度の減免の実績の中には、「医療施設」が 17 件で約 1,166 万円の減免を受けている（1 医療施設当たり約 69 万円）一方で、「理容業」は、13 件で 9,635 円の減免を受けている。このように減免の対象によっては、年間の減免額の規模が制度の趣旨から判断しても重要性が乏しいものと考えられる案件もあるのは事実である。当該減免制度の趣旨は、低所得者への経済的支援や生活関連小売店等の商品単価への転嫁による消費者の負担増を回避することにある。このような制度の趣旨と一部僅少な減免の実態を考慮すると、制度の政策効果について疑問がないわけではない。

また、電気料金やガス料金などの他の公共料金についてはこのような減免制度がないこと及び当初はこの減免制度は時限的な措置であるとされていたことなども総合的に勘案すると、制度自体の存続も含めて、抜本的な見直しを行うことも必要であると考えられる。

3. 下水道部の工事請負・委託契約等について

(1) 概要

八王子市による契約

八王子市（以下「市」という。）においては、八王子市契約事務規則により、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の契約形態が定められており、また、一般競争入札の参加資格要件を定め、指名競争入札の業者を選定するために「八王子市一般及び指名競争入札業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が設置されている。

ア. 一般競争入札

競争入札に参加したい者は、申請を行い、市長がその者が資格を有する者かを審査し、その結果を申請者に通知する。そして選定委員会が案件ごとの参加資格要件を定め、その資格を有する者により入札を行う比較的競争性の高い入札方法である。

イ. 指名競争入札

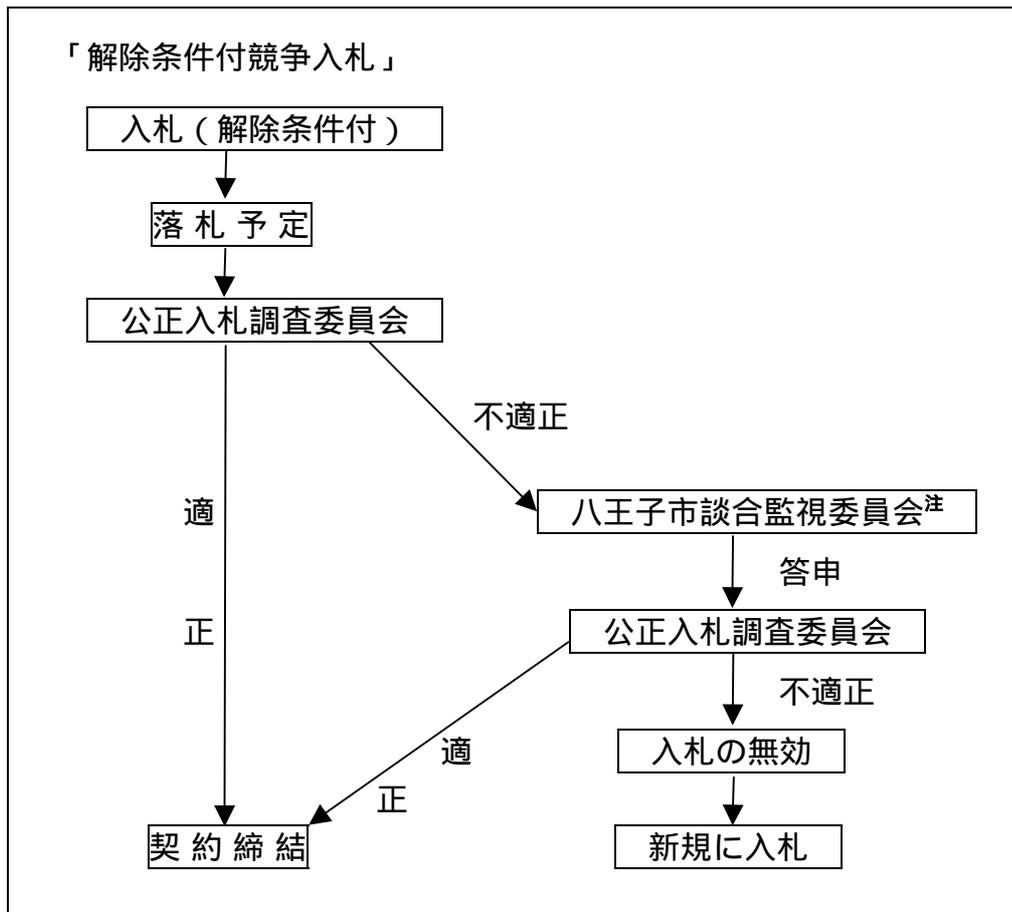
競争入札に参加することができる資格を有する者の中から市長の定める指名基準に基づいて入札参加者を指名する。この場合、契約の種類及び予定価格が下表であるときは、選定委員会の審議を経なければならぬとされている。

契約の種類	予定価格
1 土木（造園を含む。）工事の請負	2,000万円以上
2 建築工事の請負	2,500万円以上
3 設備又はその他の工事の請負	2,000万円以上
4 設計、測量又は地質調査の委託	700万円以上
5 前号に掲げるもの以外の委託	1,000万円以上
6 前各号に掲げるもの以外のもの	2,000万円以上

また、市では、平成16年4月1日から、工事契約については、解除条件付競争入札制度を取り入れている。

この解除条件付競争入札制度とは、入札で予定価格以下の最低価格（最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の最低価格）の入札者を落札予定者とし、その入札結果を「公正入札調査委員会」へ報告し、同委員会が適正か不適正かを判断する。適正と判断した場

合は、その者と契約締結し、不適正と判断した場合は、「八王子市談合監視委員会」の答申に基づいて、「公正入札調査委員会」が契約締結するか、入札を無効とするかを判断する制度である。なお、入札参加者は、解除条件付契約に同意した場合に入札に参加でき、同意がない場合は参加資格が無くなることとしている。



注；八王子市談合監視委員会は、弁護士、公認会計士、経済団体を代表する者、町会・自治会を代表する者、その他市長が必要と認める者で構成されている。

ウ．随意契約

地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札によるとされ、地方自治法施行令で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札または随意契約とすることができる（地方自治法第 234 条）。

随意契約は、特定の相手方と入札によらず契約すること（一者指定と競争見積によるものがある。）となるため、それができる場合につき地方自治法施行令では 9 つの理由に限定している（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）。また、一者指定随意契約による場合は、その理由

が施行令第 167 条の 2 第 1 項のいずれに該当するのか及びその具体的理由を、随意契約指定理由書に記載して、契約課に提出しなければならない（契約課の定める随意契約のガイドライン）。

下水道部における契約

下水道部における契約の種類は、大きく分けて工事契約、委託契約及び修繕契約の 3 つに大別される。平成 17 年度におけるそれぞれの契約件数、契約方法を示すと次の表のとおりである。

種類	随意契約		指名競争入札		一般競争入札		合計		比率
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
工事	62	215,278	19	434,368	18	1,888,292	99	2,537,937	27.5%
委託	58	6,283,146	34	302,847	0	0	92	6,585,993	71.3%
修繕	21	35,442	14	73,659	0	0	35	109,100	1.2%
合計	141	6,533,865	67	810,874	18	1,888,292	226	9,233,031	100%
比率	-	70.8%	-	8.8%	-	20.4%	-	100%	-

このうち、金額ベースで一番多いものは委託契約で全契約金額の 70% 超となっている。一方、工事請負契約は、その件数こそ一番多いが（99 件）金額ベースでは 27% 余の割合となっている。このように委託契約の金額が多い理由は、その中に財団法人東京都新都市建設公社への工事委託が含まれており、その総額は 61 億円（契約件数 3 件）全契約金額の 66% を占めているからである。

また、全契約金額の中で随意契約が 70% 以上を占めるが、これも上記公社との契約が随意契約であることがその主因と考えられる。また随意契約の件数は全体の約 62% を占めるが、これは工事契約のうち補修工事の件数が多いのが主因と考えられる。管渠等の工事契約については指名または一般競争入札を中心に行われている。

（2）手続

工事請負・委託・修繕に係る契約については「執行伺書」、「工事設計書」、「契約伺書」、「入札経過調書」、「入札調書（くじによる落札予定者の決定）」、「契約締結伺書」、「工事請負契約書」、「支出負担行為書」等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を

実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、表題の事務処理に関する手続等については、その根拠となる条例及び規則等に基づき適正に実施されていた。ただし、契約の形態については、次のような問題点が挙げられる。

工事請負契約の入札について

ア. 落札率について(概要)

工事契約における落札率を、中心である管渠工事と浄化槽設置工事を取り上げて示すと下表のとおりである。

種 類	件数	予定価格(千円)	落札価格(千円)	落札率
・ 管渠工事	25 件	2,369,738	1,998,828	84.3%
（ うち最低 制限価格に よるもの	13 件	1,474,440	1,160,180	78.7%
（ それ以外	12 件	895,298	838,648	93.7%
・ 浄化槽設置 工事	7 件	99,240	90,760	91.5%
合 計	32 件	2,468,978	2,089,588	84.6%

全体の落札率は高くはないようであるが、特徴的なのは、最低制限価格による落札が金額ベースで全体の約56%を占めていることである。市の財務部契約課の意思決定に基づく取扱いによれば、1,000万円以上の工事及び修繕契約は入札の事前に最低制限価格を公表しており、一般競争入札の場合は公告、指名競争入札の場合は各業者に通知するので、その価格による入札は可能である。この場合この価格による入札者が複数となったときはくじ引きによって落札者を決定することとなる。

イ. くじ引きの状況について（意見）

入札に際しては、入札業者より、工事費総括書は提出させるが、内訳書までは要求していない。しかし、最低制限価格での落札者に対しては内訳書を提出させ、その内容のチェックを行うこととなっている。

平成 17 年度における管渠工事のうち、最低制限価格での入札者が複数となりくじ引きとなった工事を、契約金額 1 億円以上のもので集計すると以下のとおりである（8 件）。

工事名	最低制限価格 (千円)	入札者数 (社)	最低制限価格での 入札者数[くじ引き](社)	比率
A 工事	102,900	16	10	62.5%
B 工事	129,200	14	7	50.0%
C 工事	126,300	9	6	66.7%
D 工事	121,100	17	10	58.8%
E 工事	110,500	8	6	75.0%
F 工事	132,000	11	11	100.0%
G 工事	131,600	8	5	62.5%
H 工事	118,400	9	6	66.7%
合計	972,000	92	61	-
平均	121,500	-	-	66.3%

上記のように、最低制限価格によるくじ引きになる会社数は 3 分の 2 前後にのぼる。このようなケースは特別なコストがかからない比較的単純な工事に多いということであるが、最低制限価格を事前公表した場合、3 分の 2 の会社はその価格で入札するということには、次のような疑問が生ずる。

- (ア) 最低制限価格の水準そのものが適切であるのか。
- (イ) 適切であれば、それだけギリギリの金額で競い合っ落札した工事が、適切に施工されるのか。

下水道工事における最低制限価格は、下水道部で積算された予定価格を基に、財務部契約課において工事の内容に応じた所定の算定数値により決定される。平成 17 年度における下水道工事契約に関して限って言えば、最低制限価格は、算定の結果として予定価格の約 79% 前後となっている。

落札価格の水準という点は、一般的に難しい問題を含んでいる。つまり、もっと低い価格での落札でも適切な工事がなされ、落札業者も一定の利益を上げることができるのであれば、発注者としてはそれだけ高い負担をしたことになる。逆に、落札価格が一定の限度を超えて低過ぎれば、発注者としては一見低い負担では済むが、適切な工事がなされないいわゆる手抜き工事、あるいは下請業者等に負担をしわ寄せするいわゆる下請いじめのような弊害が起きる可能性がある。

しかし、今回の上記のような最低制限価格での入札業者が 3 分の 2 に達するような場合は、比較的単純な工事で採算が合うと見込まれているとも考えられ、下水道工事契約に限っていえば、その最低制限価格の水準は、更に今後検討の余地があるように考えられる。予定価格の積算、最低制限価格の算定は定められた数値や基準に従って決定され、いわゆる適正な執行でなされているにせよ、上記のような入札結果があるのであるから、下水道工事契約の最低制限価格の精度を高めていくような対応策を考慮すべきものと考えられる。

この点については契約課においては、総合評価方式を取り入れるなどの研究、検討を行っているということであるので、それを含めて、入札制度のより一層の改善を期待したい。

ちなみに、市の契約事務規則によれば最低制限価格は、予定価格の 10 分の 8 から 3 分の 2 までの範囲で適正に定めなければならないと定められている（市契約事務規則第 30 条）。

補修工事契約について（意見）

下水道取付管等補修工事は、単価契約（競争見積による随意契約）により、通常 2 社と契約を締結している。

ア. 2 社とする理由

- (ア) 工事規模が小さいので、多数の業者が必要ではないため。
- (イ) 1 社では夜間・休日に対応できないこともあるので当番制にするためなど。

イ. 2 社を選択する手続

- (ア) 市内の下水道施設工事業者から緊急時の対応が可能な実績のある者を指名する。
- (イ) 指名数は市の指名基準に基づき 8 社以上とされる。
- (ウ) 全工種の内、発注頻度の高い項目によるモデルケースを設定し、そ

の総額を基準単価とし、見積合せを行う。

- (イ) 基準価格以下で見積金額（総額）の一番低い者から順に2者を契約予定者とし、契約予定者のうち低い者の見積金額の基準価格に対する割合を全工種の予定単価に掛ける係数とする。
- (オ) 全工種の予定単価に係数を掛けたものを決定単価とし、その決定単価を契約予定者に提示し、承諾した者と契約する。

ウ. 随意契約とする理由

- (ア) 複数単価であるので入札になじまない
- (イ) 単価の決定は4月以降となるので、通常4~6月の工事は、前年業者との随意契約とし、7月以降の工事につき新たに単価契約を結ぶ

以上を前提として、過去3年度分の契約内容を示すと、次のとおりである。

年度	業者名	工事件数	契約金額	比率
15	A社	69件	41,411千円	58.9%
	B社	23件	7,182千円	10.2%
	C社	42件	21,749千円	30.9%
	計	134件	70,342千円	100.0%
16	A社	112件	42,998千円	62.3%
	D社	74件	26,066千円	37.7%
	計	186件	69,064千円	100.0%
17	A社	141件	89,015千円	74.1%
	D社	86件	31,167千円	25.9%
	計	227件	120,182千円	100.0%
18 ^注	A社	未定	未定	未定
	D社	未定	未定	未定
	計	未定	未定	100.0%

注；平成18年度の契約状況について、業者は決定しているが、実績数字は経過中であるため「未定」と記載した。

上の表から補修工事1件当たりの金額を算定すると約50万円程度となるが、当該補修工事は緊急性があって、迅速な対応も要求されるものではあることから、2社(8社による競争の結果)という体制の中で事実上、補修工事に対応する業者が固定化すると当該業者の既得権にもなりかねない。下水道管布設がほぼ完了することに伴い、今後、補修工事も増加

するものと考えられ、補修工事への対応体制等に支障がでないような対応と特定業者に補修工事が集中しないような工夫が必要になるものと考えられる。

追加・変更契約について（意見）

下水道の工事契約は、単価契約の多い補修工事を除くと入札による当初の契約（以下「当初契約」という。）に対して追加・変更工事が行われることが多い。一般的に、工事契約について追加工事が発生する場合は、原則入札による契約とされ、随意契約を選択する場合は随意契約指定期理由書が必要とされる（随意契約のガイドラインにより：財務部契約課）。

この点に関して、実際の管渠工事契約を例にとると以下のとおりである。

区分	種類	件数	当初契約金額	追加・変更後 契約金額	差 額
追加・変更工事契約のあるもの	入札	25	千円 2,098,769	千円 2,160,206	千円 61,437
	随契	1	17,955	22,842	4,887
追加・変更工事契約のないもの	入札	0	-	-	-
	随契	6	5,549	5,549	-
合 計		32	2,122,273	2,188,597	66,324

入札による管渠工事 25 件については、全件で変更契約が行われ、管渠工事全体では変更による契約金額の増加率は 3.1%となっている。このような変更契約の状況に関しては、工事契約においては、工事の進捗において当初見積外の作業が出たり、工法変更が生じたりしてある程度変更が出ることはやむを得ないものであるが、当初の契約で見込めるものは当初契約に先立つ設計図書、仕様書等に記載すべきものであると考えられる。

平成 17 年度の工事契約案件のうち、次の 2 つの契約案件について具体的に意見を述べることとする。

ア. 片倉町 2231 番地先外下水道築造工事（工事番号 51-5）について

当該工事案件については、当初国道 16 号線横断に関し、当初の仕様書において開削工法によるものとされたが、実際には推進式の工法にせざるを得なくなり、かなり多額（約 1,800 万円）の変更契約を締結することとなった。工法変更には諸般の事情があるにしても、それを当初契約に織り込む事前の調査・調整においても最大限考慮し、事後の事務負担等の増加となる変更契約が少なくなる努力をさらに行う必要があるものと考えられる。その努力の結果として、当初契約の入札工事案件の内容、その入札の状況及び結果も変わってくる可能性があるからである。

イ. 館町 401 番地先外下水道築造工事（工事番号 51-12）

当該工事案件については、埋設予定の歩道に水道管があることが判明し、埋設場所を車道に変更した。このため掘削費用、舗装面積の変更が生じ、約 820 万円強の増額が生じたと同時に、同工事の階段部施工においては、既設マンホールのコンクリート厚が想定外に厚かったため工法変更（簡易推進からベビーモール工法、更に別の工法へ）が必要となり、年度内完了が困難となり、この工事は打ち切り減額（約 575 万円）された（第 1 回変更契約）。同工事はまた、別の住宅地道路部分で岩盤層が確認され、住宅の擁壁基礎も道路にはみだしているため、年度内完了が困難となり打ち切り減額（約 450 万円弱）されている（第 2 回変更契約）。

上記 2 件の工事案件について、確かに、水道管はかなり古い時期に布設され、マンホール、擁壁等は民間業者の開発に基づくものであるという事情があるとしても、人工の構築物であるので、事前の調査・検討は可能であったものと考えられるため、当該工事の工期及び工法等も含め、当初工事契約を締結する前に一層の検討をすることが必要であったものと考えられる。

契約方法について（意見）

上記 イ.（工事番号 51-12）については、2つの部分について一部打ち切りが行われ、変更契約がなされていたが、打ち切り後は翌年度（平成 18 年度）において新たな 2 つの工事として予定価格が積算され、指名競争入札による契約がなされていた。その結果は、次のとおりである。

工事名	予定価格	指名数	辞退又は不参加	落札価格	落札率
52-13 (階段部分)	18,900 千円	7 社	5 社	18,500 千円	97.9 %
52-15 (住宅地 道路部分)	7,000 千円	5 社	3 社	6,800 千円	97.1 %

このような事例は、工期的に年度末までの工事完了に間に合わなくなった場合とされているが、一般的に、その打ち切り分の契約方法については、次のような対応が考えられる。

- ア．繰越明許費予算を設定のうえ、変更契約を締結し、翌期繰越とすること。
- イ．事故繰越とすること。
- ウ．入札より有利な価格や条件となると見込まれる場合の随意契約とすること。

これらの対応方法のうち、ア．の方法として対応するためには、繰越の事務手続上、補正予算に間に合わせる必要がある。また、イ．の方法として対応するためには、台風による自然災害など、たまたま避けることのできない事故によることが要件となる。さらに、ウ．の方法として対応する場合、打ち切り前の元工事と打ち切り後の変更工事が年度を異にすることから、変更工事に対して随意契約とする有利な価格や条件そのものが存在しないこととなる。

このような対応方法の選択可能性と翌期の新規工事の落札率から判断すると、変更契約が年度内に締結されていたとすれば、結果として有利な価格になっていたものと考えられる。これらの案件については、工期が年度末までに間に合わなくなった事実の判明が 2 月になったとされるため、変更契約が締結できなかった事情は存在するものと考えられるが、

今後は繰越明許費等事務手続きの日程を念頭において、より一層の工程管理に留意されることを要望する。

随意契約指定理由書について（意見）

前述したとおり（第1段落）随意契約による場合は随意契約指定理由書（以下「理由書」という。）が必要である。理由書には地方自治法施行令第167条の2第1項による随意契約理由を示すとともに、その具体的な理由を記載するものとされている。この理由については下水道部のなかで検討され、意思決定されているはずであるが、その稟議・決裁の書類（執行伺）により作成された理由書について、その理由書の原本は契約課に提出されたままであり、その写しも保管されていない。また理由書の一部に日付の欠落したものもみられる。これらの点については、随意契約とする場合指定理由書が必要であるという趣旨を考えれば、その理由書をさらに重要視する必要がある、その理由の意思決定を示した所管課の文書及びそれを元に作成した契約課に提出した理由書の写しを契約書綴りに添付しておくべきものと考えられる。

財団法人東京都新都市建設公社への業務委託契約について

当該財団法人東京都新都市建設公社への業務委託契約について、次のとおり、ア．からエ．までの項目においてその業務委託契約等の概要を記述し、それに基づき、オ．において監査人の意見を述べることとする。

ア．財団法人東京都新都市建設公社の概要について（概要）

財団法人東京都新都市建設公社（以下「公社」という。）は、東京都が77%を出えんし、残り23%を八王子市はじめ多摩6市が均等に出えんして設立した財団法人（職員数254名：平成18年3月31日現在）であり、その目的は、首都圏整備構想に基づき、新都市の総合的建設及び地域開発を促進し、首都圏の秩序ある発展を図ることにある。具体的には主として多摩地区の地方公共団体から委託を受けて土地区画整理事業、下水道事業、宅地造成事業などの工事を行う法人である。

イ. 八王子市と公社との業務委託契約について（概要）

市と公社との下水道管布設の委託工事は、大きな幹線を中心として昭和 50 年度より継続して行なわれている。その規模は平成 17 年度を例にとると、市の直接の管渠工事発注額は約 22 億円に対し、公社への委託工事費は 61 億となっている。また、当該委託契約は随意契約となっており、議会の議決を得てその契約行為が行われている（「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」によれば、予定価格 2 億円以上の工事契約が、議会の承認案件に該当する。）

当該工事業務を公社に委託する理由としては、次のとおりである。すなわち、市は、平成 14 年度に締結した契約の委託理由として、平成 20 年度までに市全域の汚水処理完了をめざしていたが、平成 14 年度時点では処理人口普及率 79.2%であり、多摩地区平均（93.3%）と比べて低い状況にあった。このため、遅れている公共下水道整備の促進のために、以前より豊富な技術スタッフを有し、的確な施行管理が行える公社に委託するものとされている。

ちなみに、平成 14 年度の契約締結に先だつ市議会への議案骨子の主旨においては、次のように意思決定されている。

『都市の健全な発達および公衆衛生の確保を目的として開発された下水道事業は、高度経済成長期の顕著化に伴い公共用水域の水質保全という新たな役割を担うようになった。

しかしながら本市の現状は、平成 13 年度において、都内河川のうち環境基準を達成できなかった 7 河川のうち 5 河川が市内河川であり、その河川環境の改善が急務となっている。また、下水道等による生活排水処理施設の整備は、全市民が衛生的で快適な生活を送れるようにするために必要不可欠なものである。

このような事情から新たな基本構想、基本計画においては、市全域の汚水処理整備の完了を平成 20 年度末と定め、下水道事業の推進を図るとともに、今後、整備の対象となる市街化調整区域等については、公共下水道と合併処理浄化槽を併用した効果的な汚水処理施設整備手法も取り入れる予定である。このような新しい基本構想、基本計画を実現するため、下水道事業の一部を引き続き公社に委託し、事業の促進を図るものである。』

ウ. 契約の内容について（概要）

公社との業務委託契約内容は、平成 12 年度から平成 19 年度に関しては、次のとおりとなっている。

- (ア) 平成 13 年 3 月 27 日付け契約（平成 12 年度から平成 15 年度）
 - ・ 期間 平成 16 年 3 月 31 日まで（契約書第 3 条）
 - ・ 委託費 概算 10,300,000 千円[税込み]（第 2 条）
 - ・ 前払い 上限 5,000 万円（第 6 条）
 - ・ 別途年度実施協定を締結する（第 1 条第 2 項）
 - ・ 当該年度の委託業務完了 「清算」書を作成（第 7 条）
- (イ) 平成 15 年 3 月 26 日付け契約（平成 14 年度から平成 17 年度）
 - ・ 期間 平成 18 年 3 月 31 日まで（第 3 条）
 - ・ 委託費 概算 13,230,000 千円[税込み]（第 2 条）
 - ・ 前払い 上限 5,000 万円（第 6 条）
 - ・ 別途年度実施協定を締結する（第 1 条第 2 項）
 - ・ 当該年度の委託業務終了 「清算」書を作成（第 7 条）
- (ウ) 平成 17 年 4 月 1 日付け契約（平成 17 年度から平成 19 年度）
 - ・ 期間 平成 20 年 3 月 31 日まで（第 3 条）
 - ・ 委託費 概算 11,840,000 千円[税込み]（第 2 条）
 - ・ 前払い 上限 5,000 万円（第 6 条）
 - ・ 別途年度実施協定を締結する（第 1 条第 2 項）
 - ・ 当該年度の委託業務終了 「清算」書を作成（第 7 条）

下水道事業における公社への工事委託は、昭和 50 年度より始まり、ほぼ 3 年ごとに基本協定を締結し、それに基づき年度ごとの実施協定を締結する仕組みとなっている。議会の承認は基本協定のみで年度ごとの実施協定は別途決定されている。実施協定は通常当該年度の分のほかに当該年度と翌年度をまたぐものに分けて締結されている（例えば、平成 15 年度実施協定及び平成 15・16 年度実施協定、平成 16 年度実施協定及び平成 16・17 年度実施協定、平成 17 年度実施協定という契約実態）。

そのうち、年度をまたぐ実施協定は概算額で締結され、翌年度実施協定により「清算」される。このように「清算」を行う理由は、国庫補助金の関係で、大規模事業等で工期が 2 ケ年度以上にわたるものについて、当該年度の歳出予算以外に債務負担行為の予算措置を行って

契約を結ぶことによって、国庫補助金を得ることができるものとされている（行為年度に国費の支出を伴わないいわゆる「ゼロ国債」による国庫債務負担行為制度 - 工事国債でまかなわれる。）

この概要を、上記（イ）の平成 15 年 3 月 26 日付け契約の平成 14 年度契約基本協定に基づく実施協定を例にとると、その内容は次のとおりである。

（単位：千円）

平成 14 年度契約基本協定	協定名	債務負担行為			合計
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
	平成 15 年度実施協定	1,358,328			1,358,328
	平成 15・16 年度実施協定	50,000	2,398,785		2,448,785
	平成 16 年度実施協定		4,101,215		4,101,215
	平成 16・17 年度実施協定			2,909,361	2,909,361
	平成 17 年度実施協定			2,412,311	2,412,311
	小計	1,408,328	6,500,000	5,321,672	13,230,000
新基本協定（一部）	平成 17 年度実施協定			778,328	778,328
	合計	1,408,328	6,500,000	6,100,000	

当該工事は年度ごとに区切り良く終わらないため、基本協定の期間内は、年度をまたぐ実施協定に基づき、3 年ごとの概算額で概算「清算」がそのまま行われ、一方、翌年度への持ち越し分については、次の基本協定の概算額の中へ組み込まれることとなっている。したがって、すべての工事委託が終了するまで、実質的な「清算」額は確定しないこととなる。（ちなみに平成 19 年度末をもって公社への委託はすべて終了する予定であるので、そのときに最終的な「清算」が行われることとなるものと考えられる。）

I. 契約による事業費の算定方法について（概要）

公社は、実施協定に基づき、当該年度に予定する下水道築造の工区において、希望指名入札による契約または随意契約の手法により、工事請負人と契約を結んでいる。市は公社に対して、その工事請負人の契約金額に加えて、公社への委託事務費の合計額を支払うこととされ

ている。委託事務費の算定方法は、公社の「下水道業務受託事務費算定基準」に基づいており、その内容は次のとおりである。

- (ア) 計画設計業務 外注コンサルタントへの外注金額の 10%
- (イ) 実施設計業務
 - ・ 工事監督管理を含む場合、起工金額の 4.4%
 - ・ 実施設計のみの場合、都の「実施設計作業積算基準」による算定額の 96%
- (ウ) 工事監督管理業務 工事請負人との契約額の 17% ~ 3.3%
(金額による)

委託事務費の料率は、昭和 50 年に日本下水道事業団、国土交通省、東京都下水道局の事務費を参考に公社が案を策定し、公社および関係市町連絡協議会（事業委託市町で構成）で審議を行い、公社の理事会に付議し決定された（昭和 50 年 11 月 4 日）ものである。その料率はそれ以降現在に至るまで 30 年以上変更されていない。料率の引き下げについては、公社に關係市町協議会が協議の場で最近は要望として提起しているということである。

公社の工事費の予定価格の積算基準は市の方法と同一であり、指名業者には 500 万円以上の予定価格であれば公表している。

平成 17 年度における公社への委託料の額 61 億円の内容を整理すると、次の表のとおりである。

工事請負人との契約方法	件数	工事請負人との契約金額	公社への委託事務費	+ 合計 = 事業費	比率
	件	千円	千円	千円	%
希望指名競争入札	28	5,159,516	499,035	5,658,551	92.8
随意契約	8	352,802	36,882	389,684	6.4
設計その他	9	46,502	5,263	51,765	0.8
合計	45	5,558,820	541,180	6,100,000	100.0
比率	-	91.1 %	8.9 %	100.0 %	

各年度の事業費は、実施協定の各年度の金額に一致するように（事務費も含め）年度ごとに「清算」される。したがって、平成 17 年度においても年度末に完成しない工事 5 件が打ち切り計上され、次の新協定のなかの工事に再計上されている。

このように公社に対する委託は、長期的な流れのなかで処理され「清算」される。支払われる委託事務費も事業費総額の約 9%であり、平成 17 年度では 5 億 4 千万円程度となっている。

オ．意見

公社は、東京都の主要な外郭団体で、市も出えんする法人であり、また、豊富な技術スタッフや情報量をもっているものとされる。そのような経緯から委託契約における事務費の適正規模をはじめとした効率性評価などについてはほとんど行われていないのが現状である。しかし、市は業務の委託者であり、委託者として、業務執行の効率性及び事務費の適正性などについて、説明や報告を求める権利と責任があり、また受託者である公社はそれを行う義務があるものと考えられる。このような契約関係における権利義務関係の中で、従前から決められた委託事務費の料率の踏襲や結果報告の受け入れ方法については、さらに踏み込んだ改善が必要であるものと考えられる。

（ア）落札率に応じた検証の必要性について

公社に委託した工事のうちの指名競争入札 28 件のうち 18 件の落札率は 80%であり、残り 10 件の平均落札率は 95.71%となっている。このような場合、市の直接の工事契約であれば、落札率 80%の工事については、設計金額（予定価格）の水準の妥当性及び工事の施工可能性について吟味されるであろうし、また、落札率 95%以上の工事については、入札手続きの妥当性について検討することになる。したがって、委託契約においてもそれらの点を委託者として検証する必要があるものと考えられる。

（イ）委託事務費の料率について

委託事務費の料率については、30 年以上前のデータにより算定されたものを長年踏襲しており、特に日本下水道事業団、国土交通省

のデータはスポット的な工事を前提としているということであるため高めに算定されている可能性もある。料率の引き下げ要請においても、ある程度のコストの開示を公社に求め、具体的な数字として要請する必要があるものと考えられる。

(ウ) 工事委託の「清算」について

公社への工事委託の「清算」について、基本協定による複数年の概算額は、年度ごとの実施協定により年度ごとに割り振られ、その年度ごとの協定額により、その額相当額で「清算」される。したがって、基本協定による概算額もその額と同額で「清算」されることとなる（その意味では、本来の言葉の意味としての「清算」とは違ったニュアンスで用いられているようである）。そこでは、工事請負人の契約金額と公社の委託事務費の合計額が協定額となるよう追加または打ち切り工事が発生する。

「清算」の意味を通常用語法に基づき考えれば、概算額で協定し、実際にかかった工事コスト（委託事務費を含む）に基づきその過不足分の金額を支払うか、または、還付（充当）するという具合に、「清算」を捉えることが一般的であるものと考えられる。そのような「清算」という用語法で、実際の工事委託を「清算」することが重要である。なぜなら、現在の「清算」の手法では、事業費における費用対効果及び事務処理手続等の透明性等が検証されないものと考えられるからである。

4. 下水道事業の財産管理について

(1) 概要

下水道事業が管理する主な財産は、下水道の管路、北野下水処理場の土地及び建物並びに処理設備の公有財産及び北野下水処理場等で使用する薬品・消耗品である（企業会計では、それぞれ「固定資産」及び「たな卸資産」という名称で管理される。）。

管路等

公共下水道の施設としては、管路及び柵並びに取付管がある。管路の総延長は平成18年3月末で1,848.1kmとなっている。

北野下水処理場

単独公共下水道処理施設として、市は北野下水処理場を有している。その概要は以下のとおりである。

名称	本場	分場	計	本場
所在地	北野町 596-3	北野町 591-2		北野町 595-4
敷地面積	4.33ha	2.04ha	6.37ha	1.66ha
建物面積			27,739.08 m ²	
排除方式	合流	分流		-
処理区域面積	354ha	615ha	969ha	969ha
処理方法	活性汚泥法	活性汚泥法		高度処理
処理能力				
晴天時最大	31,300 m ³ /日	41,300 m ³ /日	72,600 m ³ /日	72,600 m ³ /日
雨天時最大	397,526 m ³ /日	41,300 m ³ /日	438,826 m ³ /日	438,826 m ³ /日
計画処理人口	45,900 人	66,800 人	112,700 人	112,700 人

下水道原材料置場	八王子市山田町	165.4 m ²
片倉台中継ポンプ場	八王子市片倉町	383.7 m ²
下水道管路敷等	八王子市明神町他	707.94 m ²

また、下水道事業に係る建設費とその財源内訳の推移は以下のとおりである。

(管路)

(単位：千円)

年度	建設費	財源内訳					
		国庫補助金	都補助金	地方債	受益者負担金	一般会計繰入金等	建設負担金
30～12	136,238,876	22,909,583	2,134,805	93,003,400	3,483,962	13,653,525	1,053,601
13	7,594,960	1,322,000	91,500	5,190,700	617,444	373,316	
14	7,665,948	1,305,400	91,711	5,272,700	660,206	320,355	15,576
15	8,332,365	1,850,750	84,425	5,611,900	373,831	362,709	48,750
16	9,553,804	1,995,250	110,475	6,651,800	578,842	201,187	16,250
17	9,136,798	1,663,040	99,113	6,548,700	519,990	285,955	20,000
計	178,522,751	31,046,023	2,612,029	122,279,200	6,234,275	15,197,047	1,154,177

(処理場)

(単位：千円)

年度	建設費	財源内訳					
		国庫補助金	都補助金	地方債	受益者負担金	一般会計繰入金等	建設負担金
30～12	32,374,929	13,679,414	979,420	12,983,632	699,781	4,032,682	
13	814,610	650,504	15,367	9,500		139,239	
14	542,032	362,010	10,372	62,900		106,750	
15	144,479			44,800		99,679	
16	9,612					9,612	
17	61,459			39,000		22,459	
計	33,947,122	14,691,928	1,005,159	13,139,832	699,781	4,410,422	

(2) 手 続

下水道事業の資産管理に係る公有財産台帳、備品台帳、下水道台帳及び薬品等の受払簿等並びに財産の取得及び管理等に関する関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問及び視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次に記載する事項を除き、表題の事務処理に関する手続等については、その根拠となる条例及び規則等に基づき適正に実施されていた。また、この監査結果に付随した意見についても述べることとする。

下水道台帳への登録について

ア．公共下水道台帳の整備について（指 摘）

下水道施設については、下水道法第 23 条で「公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳（以下「公共下水道台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。」と定められている。具体的な公共下水道台帳の要件については「下水の処理開始の公示事項等に関する省令」において、調書及び図面をもって組成するものとされている。

この点に関して、市では A 社製下水道管理システムを導入し、下水道台帳のうち管路の図面部分を整備している。この管理システムへ下水道施設情報を登録するために、施設課は管路建設課等から引き継いだ施設を、引継年度の翌年度に業者に対して入力業務の委託を行っている。したがって、引継ぎ年度の対象施設については入力が未了であるため、紙ベースの台帳により管理されている。

監査の結果として、上記の管路図面を除き、正式な公共下水道台帳として調書及び図面は整備されていないという実態を把握した。上記下水道法の規定に基づき、管路図面以外についても正式な公共下水道台帳を整備されるよう努力されたい。

イ. 管路延長の数値の整合性について（指 摘）

平成 18 年 3 月 31 日現在において管路の登録が適正になされているかについて、下水道部が公表している「八王子市下水道事業概要」の「下水道整備状況 1 . 管路整備状況」に記載されている管路延長、下水道管理システムに登録されている管路延長及び紙ベースで管理している下水道台帳の管路延長の 3 つの数値を照合することにより、それぞれの管理情報や公表数値の整合性を検証した。その結果、下記のとおりデータ間に差異が生じていることがわかった。

【3 つのデータ間の差異】

区 分		管路延長
『八王子市下水道事業概要』	公表データ	1,848.1km
下水道管理システム（システム管理）	内部管理	1,767.2km
『下水道台帳』（紙での管理）	内部管理	121.0km
+ ; (内部管理データ合計)		1,888.2km
差 異 (-)		40.1 km

上記の差異(40.1 km)は、平成 16 年度以前の未入力分に相当する。その発生原因としては、下水道事業概要()に記載する管路延長を集計する際に、下水道管理システム()の管路延長に対して引継を受けた工事完了分の管路延長を加えた数値を公表用の下水道事業概要の記載数値としているため、前年以前の未入力分があるとその分の管路延長が結果として集計から洩れてしまうことによる。このような差異を発生させないためには、下水道の管路延長の集計の際に下水道管理システムへの未入力分すべてを網羅した数値で集計する必要がある。したがって、内部管理情報及び市民等への公表情報の整合性等を早急に検証されたい。

ウ. 除却（廃棄）処分の承認文書及び規程等の整備について（意 見）

下水道財産の除却処理（廃棄処分）についても、関連書類を閲覧してその事務処理手続の妥当性について検討した。その結果は次のとおりである。

すなわち、監査実施時点において、下水道管理システムへの施設情報の登録及び抹消手続きについては、明確な規程ないしマニュアルが整備されていないため、業務引継による経験に則して登録及び抹消手

続がなされている。このため、登録及び抹消に関する承認があったことを明らかにする文書が作成されていない。

下水道施設は公有財産であり、その管理台帳である下水道管理システムについてその登録及び抹消に関する承認文書がないまま登録及び抹消手続きが行われていることには問題があるものと考えられる。したがって、下水道管理システムへの施設情報の登録及び抹消手続きについて明確な規程ないしは業務マニュアルを整備し、これに基づく運用を行うよう要望する。

固定資産の現物管理について（意見）

固定資産に該当する土地、建物及び工作物については財務会計システムを利用して公有財産台帳が整備されている。下水道部が管理する固定資産のうち、北野下水処理場の一部固定資産について現物照合を行った結果、次のような事務処理手続き上の問題点が把握された。

- ア．定期的な現物照合が行われていないこと。
- イ．撤去された資産について公有財産台帳（工作物）補助簿からの除却処理が行われておらず、撤去した年度の公有財産台帳（工作物）補助簿の増減異動欄に撤去した旨の記載がなされているのみであること。そのため、どの資産が現存しどの資産が除却済みなのかが明瞭に表示されていないこと。
- ウ．遊休設備で機能的に使用不能の状況となっている設備について、資産自体が現存するため公有財産台帳（工作物）補助簿上除却処理されていないこと。
- エ．遊休資産についての定期的な報告がなされていない。また公有財産台帳に遊休資産である旨の記載がなされていないこと。

以上のことから、固定資産の実在性及び使用状況を確認するため定期的な現物照合を実施されたい。また、公有財産台帳（工作物）補助簿の記載に当たっては年度ごとの増減を記載する方式ではなく、その年度末に保有する公有財産が明確にわかるような記載方法に改善されたい。現実に資産の使用価値がないのであれば、公有財産規則では要求されていないが、公有財産の価値及び現状をより正確に決算書に反映させるため公有財産台帳（工作物）補助簿上除却処理するか、遊休資産で資産価値がないことが明確にわかるような記載を公有財産台帳（工作物）補助簿

にすることを検討する必要がある。

遊休資産について

ア．遊休資産の台帳記載方法及び撤去について（意見）

下水道部が所管する固定資産について質問及び現場視察を行った結果、本来の用途ではなく、別の用途に使用されているもの及び遊休資産となっているものがあった。その内容は次に示すとおりである。

【北野下水処理場施設】

（単位：円）

名称	構造・形式等	取得価額	取得年月
真空脱水装置	汚泥供給ポンプ、汚泥計 量槽、凝集混和装置、塩 化第 2 鉄注入装置、消石 灰注入装置、空気源装置、 真空ろ過機、ベルトコン ベア、ろ液ポンプ、真空 ポンプ、ろ液槽	48,717,000 36,817,000	昭和 45 年 3 月 昭和 47 年 3 月
消毒設備	塩素滅菌機、塩素気化器、 秤量用台秤、ホイス、 塩素ガス中和塔、苛性ソ ーダ溶液貯槽、循環ポン プ、排風機、電動ダンパ ー、漏洩検知機	93,288,000	昭和 54 年 3 月 [※]
汚泥貯留設備	汚泥分離タンク、NO.1 汚 泥消化タンク、汚泥濃縮 タンク、第 1 次洗浄タン ク、上記附帯設備	35,606,000 6,297,000 7,021,000	昭和 44 年 3 月 昭和 45 年 3 月 昭和 46 年 3 月
汚泥減量設備	ガスタンク、配管、ガス 攪拌設備、弁操作室設備、 加温設備、消化槽用ボイ ラー、余剰燃焼設備	62,354,000	昭和 46 年 3 月
高度処理施設 用地	八王子市北野町 595-1 他 16,632.61 m ²	3,204,403,000	昭和 57 年 3 月 ~ 60 年 3 月

注；取得価額に未除却分を含む。

遊休資産の大部分は今後の使用見込がなく本来撤去すべきものである。現状では撤去費用等の問題から撤去がなされないままとなっている。今後の使用見込を検討し、使用見込みがないのであれば資産価値がなくなっているものと考えられるため、撤去の事実はなくても資産管理上、有姿除却処理（公有財産規則上の規定はない。）を行うか資産価値がない旨の記載を行うよう検討されたい。また、設備の老朽化から、撤去しない場合安全上の問題がある設備については早急に撤去を行うよう検討されたい。

イ. 高度処理用地の使用状況及び財政負担等について（意見）

高度処理施設用地については北野処理区の、水質を保全するために必要な高度処理施設の敷地として昭和 57 年 3 月から昭和 60 年 3 月の間に取得している（一部八王子市土地開発公社の先行取得分の買取が含まれている。）。その後現在に至るまで高度処理施設は建設されていないが、流域別下水道整備総合計画において、平成 27 年度までに高度処理が必要と位置付けられたため高度処理施設の用地としての利用予定があるとの説明を担当所管から受けた。当該用地の取得財源の大部分は補助金及び起債であり、取得に要した金額及び平成 18 年 3 月末の起債残高の推計値（理論値）は以下のとおりである。なお、起債及び補助金等が高度処理施設用地以外の下水道全体の建設費を含めて計上されているため、高度処理施設用地単独の正確な起債残高等は把握できない状況にある。そのため、下記の起債残高は一定の仮定を条件に担当所管から提示されたデータを基に監査人が算定した推計値である。

（単位：千円）

区 分	取得金額	財 源 内 訳		
		補助金	起債	その他
当 初	3,204,403	1,508,755	1,558,900	136,748
平成 18 年 3 月末			615,803	

注;1.財源内訳については国庫補助金の分割交付（5年間）を考慮していない理論値のため決算額とは異なる。

注;2.推計値の計算方法

取得金額 北野下水処理場の建設費

補助金 国庫補助金（取得金額×補助率（60%））+都補助金

起 債 補助分：（（取得金額-国庫補助金）×0.9）-都補助金

単独分：取得金額×0.95

$$\text{起債残高} = \frac{\text{年度末起債残高} \times \text{当該年度起債額 (処理場用地分)}}{\text{当該年度総起債額}}$$

当該高度処理施設用地については、その後の財政状況から高度処理施設の建設は行われていないが、本市政策会議（平成 14 年 6 月 4 日）において、既存施設を改修することで高度処理に対応可能であり、また、処理コスト等スケールメリットの観点から、流域下水道への編入を計画しているとし、本用地は当面遊休地になることから、有効活用を兼ね、行政財産の目的外使用の方針を決定している。この方針に基づき、その後スポーツ、レクリエーション及び地域振興目的に使用するため、K 清掃施設・下水施設関係町会連絡協議会及び N P O 法人 H 協会に使用許可を行っている。

このような利用の現状を前提として、今後の高度処理用地としての使用可能性についての下水道部の見解は、次のとおりであった。すなわち、平成 16 年 5 月 17 日付で東京都から認可のあった「八王子市公共下水道（北野処理区）事業計画変更認可申請書（第 18 回）」において「水質環境基準を達成するため、高度処理の第 1 段階として既存の標準活性汚泥法に加えて、良質な処理水が安定して得られ、かつ運転の簡易な砂ろ過施設を設けて放流水質の向上を図るものである。」とし、この申請書のなかの財政計画書では平成 20 年度から平成 22 年度にかけて総額 11 億円の処理場の建設費を見込んでいること、東京都の流域下水道への編入についての見通しが不確定であること等を理由として、高度処理施設用地としての使用可能性がなくなっていないと判断しているということであった。ただし、市の施設整備計画では高度処理施設の建設予定は計画されていない。

この点に関しては、仮に使用見込がなく他の用途に転用する場合、補助金の返還や市債の償還等（高度処理施設用地分のみの場合）で前記の推計値によれば約 21 億円（15 億 9 百万円+6 億 1 千 6 百万円）の財政負担が生ずる可能性がある。他方、当該用地を売却した場合、現在の時価は約 18 億 3 千万円（路線価 88 千円/㎡÷0.8 で計算した場合）と見込まれる。また、売却する場合には相当額の地質調査・改良費用及び売却経費等の追加的コストが発生する可能性が高いと考えられる。

高度処理用地に関しては用地の先行取得とはいえ、取得後すでに 22 年が経過しており、また、利用見込が不明確なこともあるため、今後も未利用のまま公債費等の財政負担を続けることには、用地取得の目的の合理性の面から問題があるものと考えられる。

東京都の流域下水道への編入等の動向を加味し、今後の使用可能性について再検討されるよう要望する。また、仮に使用見込がなくなり、他の用途に転用ないしは売却することとなった場合に備えて、補助金の返還等の問題を事前に関係官庁と協議しておく必要があるものと考えられる。

毒物・劇物の現物管理について（意見）

北野下水処理場においては水質検査等の目的から下記の毒物・劇物を保有している。

平成 18 年 3 月 31 日現在

薬品名	数量（本）	摘要
（北野下水処理場）		
アジ化ナトリウム	3	
アンモニア性窒素試薬	195	
硫酸	7	
硫酸（1 + 2）	14	
1 / 1 0 N 硫酸	2	
塩酸	1	
硝酸	1	
クロロホルム	1	
水酸化ナトリウム	6	500g
水酸化ナトリウム	2	100g
ブルシン硫酸塩 7 水和物	3	
水酸化カリウム	4	
酒石酸アンチモニルカリウム	5	
硫酸銀	10	
クロム酸カリウム	1	
水酸化ナトリウム（25%）	10.78 m ³	脱硫用
水酸化ナトリウム（25%）	0 m ³	脱臭用

注；水酸化ナトリウム以外は本数ベースで管理されている。

毒物・劇物の管理について、平成 18 年 3 月 31 日現在の在庫表と日々の管理簿である医薬用外毒物劇物管理簿の残高を照合するとともに、往査日現在の残高について医薬用外毒物劇物管理簿と現物の照合を実施し

た。その結果については、次のとおりであった。

すなわち、毒物・劇物の管理は毎月管理担当者が管理簿と現物との照合を実施し、担当主幹がその確認を行っているという説明を受けた。ただし、たな卸表が作成されていないため、たな卸の実施日及び実施者や承認者が誰であるかの確認ができない状況にある。したがって、毒物・劇物のたな卸しに際しては管理責任を明確にするため、たな卸の実施日や実施者・承認者がわかるような様式にたな卸表を見直すよう要望する。

また、管理簿における管理が本数ベースでなされているため、それらを使い切るまでは開封後の容器の残量管理が事実上、なされていない状況にある。また、日々の使用量及び使用用途もわからない状況にある。したがって、毒物・劇物についてはその危険性を勘案すると、開封後の容器についても管理簿等において日々の使用量や使用目的が明確にわかるような記載を行うことにより管理する必要があり、早急な対応を要望する。

薬品の現物管理について

北野下水処理場においては汚水処理及び水質検査の目的から下記の薬品を保有している。

薬品名	数量	摘要
(北野下水処理場)		
エタノール他 65 品目	194 本	
高分子凝集剤	3,731.5 kg	遠心脱水機用
消泡剤 (17kg 缶)	16 缶	遠心脱水機用
次亜塩素酸ナトリウム	6,380	水処理設備 (合流用)
次亜塩素酸ナトリウム	4,800	水処理設備 (分流用)
重油	23.2kl	汚泥焼却炉
(南大沢水リサイクルセンター)		
次亜塩素酸ナトリウム	780kg	
次亜塩素酸ナトリウム (希釈済)	462	

ア．薬品等使用量月報と実際在庫との差異の管理について（意見）

前頁の表の記載されている薬品のうち、次亜塩素酸ナトリウムについては、薬品等使用量月報から算出される月末の計算在庫と実際に検量した点検在庫との差異があった。その差異の状況は次のとおりである。

（合流式）

（単位：）

年 月	計算残量	点検残量	差 異	同左率
平成 17 年 4 月	3,735	4,320	585	15.7%
5 月	1,662	1,700	38	2.3%
6 月	3,932	4,180	248	6.3%
7 月	3,141	3,350	209	6.7%
8 月	2,333	2,520	187	8.0%
9 月	5,556	6,120	564	10.2%
10 月	5,185	5,070	-115	-2.2%
11 月	4,784	4,700	-84	-1.8%
12 月	6,084	5,850	-234	-3.9%
平成 18 年 1 月	3,952	3,900	-52	-1.3%
2 月	4,667	4,680	13	0.3%
3 月	6,377	6,380	3	0.1%

（分流式）

（単位：）

年 月	計算残量	点検残量	差 異	同左率
平成 17 年 4 月	1,191	1,544	353	29.6%
5 月	457	427	-30	-6.6%
6 月	874	878	4	0.5%
7 月	762	735	-27	-3.5%
8 月	1,137	1,138	1	0.1%
9 月	5,641	5,380	-261	-4.6%
10 月	4,799	4,750	-49	-1.0%
11 月	4,364	4,300	-64	-1.4%
12 月	3,829	4,300	471	12.3%
平成 18 年 1 月	3,175	3,050	-125	-3.9%
2 月	2,306	2,350	44	1.9%
3 月	4,892	4,800	-92	-1.8%

注；分流式は平成 17 年 9 月より新設備に移行している。試運転のため装置の設置メーカーが 6,590kg を無償で納入している。なお、旧設備の 8 月末残高はその後希釈して放流水の滅菌用として使用したとのことである。

上の表において、10%を超える差異が発生している月は合流式及び分流式とも 2 ヶ月ずつある。担当課によると差異の原因としては次のような理由が考えられるということであった。

(ア) 流量計の誤差

流量の計測は実施しているが、流量計そのものの検査を行っていないため正確な計測結果か疑問があること。

(イ) 目視の正確性

点検は目視によっているため、担当者によって個人差が発生すること。

(ウ) 使用量記録の正確性

月報の日々の使用量の記録が正確でない可能性がある。

上記 10%超の誤差が発生していても、発生についての報告、原因分析及び承認に関する規程がないため、報告及びその原因分析が実施されていない。したがって、このような差異が発生した場合の管理に関する規定を整備し、その報告・承認手続等を明確にし、十分な差異の原因分析を実施されるよう要望する。

イ. 薬品のたな卸表の作成について（意見）

北野下水処理場で使用している薬品についても毒物・劇物と同様にたな卸時にたな卸表が作成されていなかった。薬品に関しても毒物・劇物と同様にたな卸の実施日や実施者・承認者を明確にしたたな卸表を作成されるよう要望する。

また、管理簿において本数ベースで管理されているため、日々の使用量及び使用用途がわからない状況にある。これについても、管理簿等において日々の使用量や使用目的が明確にわかるような記載を検討されるよう要望する。

行政財産の使用許可について（意見）

行政財産である北野下水処理場の高度処理施設用地の利用状況につい

ては、K 清掃施設・下水施設関係町会連絡協議会及び N P O 法人 H 協会に対して使用許可を行っている。

当該高度処理施設用地の目的外使用許可の内容等については、次のとおりである。

使用許可の財産	(仮) 北野下水処理場多目的広場 北野町 595 番地の 4 外 16,630.65 m ²
使用目的	市民の健康と福祉に寄与することを目的に、スポーツ、レクリエーション及び地域振興の場として使用する。
占用期間	平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日
使用料	全部減免とする。 理由：町会・自治会及び体育会を介して、市民の健康と福祉に寄与することを目的に、スポーツ、レクリエーション及び地域振興の場として利用するため八王子市行政財産使用料条例第 5 条第 4 号の規定により減免扱いする。
光熱水費等の負担	八王子市公有財産規則第 20 条により実費徴収する。
使用許可条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツ、レクリエーション及び地域振興目的とし、それ以外の目的に使用しないこと。 2. 使用にあたっては、常に環境整備、環境衛生に努めること。 3. 使用中、他に危害を及ぼさないよう万全な安全対策を講ずることとし、もし損害を与えた場合には使用者の責任において処理すること。 4. 当該地に恒久的な工作物を設置しないこと。 5. 使用者は年間使用予定及び管理運営計画書を作成し本市担当所管に提出し承諾を得ること。 6. 市民の利用要望に配慮し、適正に対処すること。 7. 市の本来の目的である使用、公用使用あるいは市認める他の使用が生じた場合には使用を停止すること。 8. 既存設備を損傷した場合には、使用者の責任において現状に復すること。 9. その他明示なき事項については、協議し本市担当所管の指示に従うこと。

運営協議会が作成した「北野下水処理場多目的広場<利用実績>05.4月～06.3月」により平成17年度の使用状況を確認したところ、利用日数については、野球場が年間125日（土日祝日が106日、平日が19日）、多目的広場が152日（土日祝日が88日、平日が64日）となっていた（この他野球場、多目的広場とも降雪による利用中止が3日（土日祝日）あった。）。

これは年間利用可能日数の半分以下であり、低利用の状況となっている。特に、野球場は利用日も土日祝日に集中し、土日以外の利用はほとんどない状況となっている。また、利用団体も野球場が5団体、多目的広場が8団体と少数に限られた団体が利用している。

利用日数及び利用団体が少ない要因としては、市及び使用許可を受けた団体が積極的な告知活動を行っていないことがひとつの要因と考えられる（市やNPO法人H協会のホームページに本多目的広場が利用可能施設として公開されていないため一般の市民は事実上利用ができない状況にある。）。他方、本来の使用許可目的とは異なるテレビ局の撮影に提供されている日があった。

このような状況を改善するために、市民等への告知活動を行うことにより、使用許可目的の範囲内で利用率の向上を図る必要があるものと考えられる。また、使用許可目的の範囲外の利用は問題があるものと考えられる。

下水道台帳システム電算化委託契約について（意見）

下水道部では下水道管理システムを導入し、下水道台帳の整備を行っている。この下水道管理システムのソフトウェア著作権は販売元であるA社が保有している。この下水道施設管理システムの新システムの導入にあたり平成15年10月29日に入札を行い、それまでのシステム開発会社であるA社が落札した。その後、平成15年10月30日にA社と平成16年2月1日から平成21年1月31日までを契約期間とする賃貸契約を締結し下水道管理システムを使用している。この契約においてライセンスを受けているのは下水道施設管理システムの閲覧システムのみであり、竣工図等のデータ化をA社以外の業者が実施する場合、他の業者はA社にライセンスの許諾料を支払う内容となっている。

下水道部は「下水道台帳管理システム電算化委託」として下水道管理システムへの竣工図等のデータ化を毎年委託しているが、この委託の受注は現在まで全てA社が受注している。業者選定方法は平成15年度まで

は一者指定随意契約であったが、新システム導入後の平成 16 年度からは指名競争入札を採用している。

A 社が指名競争入札採用後も継続して上記委託を受注できたひとつの要因として、他の業者が受注した場合の A 社に対する下水道管理システムのライセンス許諾料（3 百万円）の支払負担があると考えられる。

この点に関しては、賃貸契約において、竣工図等のデータ化委託を他業者が受注した場合もデータ化業務に際しライセンスの無償使用を認めるか、賃借料に含めるかすることにより A 社と他業者が実質的な競争を行えるような契約形態に変更するかなど、検討されるよう要望する。

第 4 . 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上